

土地家屋調査士 C O N T E N T S

NO. 835
2026 August



表紙写真
「第2条ギリ…」

第40回写真コンクール銀賞
調査士ノ目線部門
塩月 聖児●宮崎会

1984年から続く宮崎県日向市のお祭り【日向ひよっとこ夏祭り】に参加しました。日本全国から参加する宮崎県を代表するお祭りです。キツネ・おかめ・ひよっとこに扮した踊り手が、笛と太鼓と鐘の音に合わせて踊ります。

- 02 第83回定時総会
- 13 愛しき我が会、我が地元(4巡目) Vol.150
静岡会／沖縄会
- 16 若手土地家屋調査士の「未来」を拓く
12人の若手土地家屋調査士
第11回 ～スタート、合格・登録1年目の5人が見つめる未来～
- 19 令和8年度日調連有料ウェブ研修会のお知らせ
- 20 第41回写真コンクール開催
- 29 令和8年度土地家屋調査士新人研修のお知らせ
日本土地家屋調査士会連合会
- 31 第20回全国青年土地家屋調査士大会 in OKAYAMA
のお知らせ
- 32 連合会長 岡田潤一郎の水道橋通信
- 34 会務日誌
- 36 各土地家屋調査士会へ発信した主な文書
- 37 土地家屋調査士名簿の登録関係
- 38 お知らせ
土地家屋調査士2027年オリジナルカレンダー
- 39 ちょうさし俳壇 第495回
- 40 地名散歩 第174回
一般財団法人日本地図センター客員研究員 今尾 恵介
- 42 国民年金基金だより
- 44 日本土地家屋調査士会連合会 業務支援システム
調査士カルテ Map
- 45 ネットワーク50
山口会
- 46 編集後記

第83回定時総会

はじめに

令和8年6月16日(火)、17日(水)、東京ドームホテル地下1階「天空」において、日本土地家屋調査士会連合会第83回定時総会が開催されました。式典には多くの来賓をお迎えし、総会構成員150名、傍聴者61名の出席のもと、厳粛に開催されました。開会に先立ち、物故者への黙祷、「土地家屋調査士倫理綱領」の唱和、「調査士の歌」の斉唱が行われました。

総会の内容及び様子については、下記の項目により報告します。

- 1 開会の言葉
- 2 会長挨拶
- 3 法務大臣表彰状授与
- 4 連合会会長表彰状授与・感謝状贈呈
- 5 来賓祝辞
- 6 来賓紹介
- 7 議長選出
- 8 議事録署名人指名
- 9 会務報告
- 10 議事

第1号議案

(イ)令和7年度一般会計収入支出決算報告承認の件

(ロ)令和7年度特別会計収入支出決算報告承認の件
第2号議案

令和8年度事業計画(案)審議の件

第3号議案

(イ)令和8年度一般会計収入支出予算(案)審議の件

(ロ)令和8年度特別会計収入支出予算(案)審議の件

11 閉会の言葉

1 開会の言葉

北村秀実副会長から開会の挨拶がされました。



北村副会長

2 会長挨拶

岡田潤一郎会長から挨拶がされました。

「本日、ご来賓の皆様におかれましては、ご多忙の中ご臨席を賜り、心からお礼を申し上げます。また、各土地家屋調査士会を代表してご出席をいただいております会長、代議員の皆様



岡田会長

におかれましても、日々、会務にご尽力をいただいておりますことに、深く感謝申し上げます。

さて、近年、自然災害の激甚化、そして頻発化が顕著であります。今後もこの傾向が続くと予想され、土地家屋調査士においても、建物の公費解体事業における建物性の認定を担うなど、私たちの知識と経験を被災地の皆様に直接お届けさせていただく活動を展開してまいりましたが、平時から有事への備え



を怠らないことこそが、人々の財産の保持、そして安心・安全の確保のために特に重要であると認識しているところです。

また、近年、統合的な民事基本法の大きな見直しが行われ、土地家屋調査士制度を取り巻く環境が大きく変化しました。相続登記の申請義務化に関連し、表示に関する登記の相談や依頼形態にも変化がみられておりますし、これらの事情も、私たち土地家屋調査士が引き続き的確な分析と検討を実施しつつ、社会全体に対して還元していく必要があると考えている所存です。そして、国策とも言えますデジタル化をはじめ、社会の様々な動きに対応すべく、全ての土地家屋調査士が隣接法律専門職としての自覚のもと、不動産の表示に関する登記の実務及び土地の筆界を明らかにする業務を遂行することにより、不動産に関する権利の明確化に寄与し、社会に安定した生活を提供する職責を全うするための資格者として活動することが求められています。資格者団体として、これらの要請に的確に対応していくことこそが、土地家屋調査士制度の充実と発展への道筋になるものと確信をしております。今後も当連合会では、土地家屋調査士制度の充実・発展と、国民生活の安定に向けて全力で取り組み、役員一丸となってまい進する覚悟でおりますので、皆様の一層のご理解とご協力を賜りたくお願い申し上げます。

土地家屋調査士制度の未来が光り輝くためにも、本日と明日の定時総会においては、総会構成員の皆様の未来への展望満載のご意見とご提言をいただき、後進の道しるべとなるようお願いさせていただくとともに、重ねてご来賓の皆様の日頃からの感謝を申し上げ、定時総会開催に当たっての会長挨拶とさせていただきます。」

3 法務大臣表彰状授与

法務省民事局民事第二課 小川淳法務専門官による司会のもと、法務大臣 平口洋様(代理法務省民事局民事第二課長 北村治樹様)から20名の受賞者一人一人に表彰状が授与されました。なお、受賞者を代表して辻雅己会員(旭川会)が謝辞を述べられました。皆様、誠におめでとうございます。



辻雅己会員



4 連合会会長表彰状授与・感謝状贈呈

大久保秀朋総務部長の司会により、連合会顕彰規程の表彰状受賞者及び感謝状受贈者の披露が行われました。皆様、誠におめでとうございます。

5 来賓祝辞

来賓を代表して平口洋法務大臣からの祝辞を、法務省民事局民事第二課長 北村治樹様に代読いただきました。

「日本土地家屋調査士会連合会第83回定時総会の開催にあたり、一言お祝いの言葉を申し上げます。



法務省民事局民事第二課長 北村治樹様

まず、法務大臣表彰の受賞者の皆様におかれましては、多年にわたるご尽力に改めて敬意を表しますとともに、心よりお慶び申し上げます。土地家屋調査士の皆様におかれましては、不動産の表示に関する登記及び土地の筆界を明らかにする業務の専門家として、我が国の不動産に関する権利の明確化、及び国民生活の安定・向上に大きく寄与してこられました。そのご貢献に対し、この場をお借りして厚くお礼申し上げます。

さて、昨年4月から開始しました法務局地図作成事業における新たな地図整備10か年計画は、防災・まちづくりの観点から非常に重要な事業です。本事業を強力に推し進めていくためには、土地家屋調査士の皆様の専門的知見が必要不可欠です。引き続き、積極的なご協力をお願いいたします。

また、今後、本格的に検討していくべき課題の一つに、未登記建物の解消があります。未登記建物は、典型的に所有者不明建物となりがちであるほか、その存在すらも登記情報から明らかとならないため、災害時の復旧・復興の支障となったり、平時におい

ても不動産の有効活用の支障となったりしているとの指摘があります。未登記建物を解消するためには、法務省等の関係省庁と、土地家屋調査士の皆様を中心とする関係団体との連携が極めて重要です。ぜひともお力添えをお願いいたします。

最後に、今後とも、土地家屋調査士の皆様が、その専門的知見を活かしてご活躍されますことをご期待申し上げるとともに、本定時総会のご盛会を祝い、この場にご参集の皆様のご健勝を祈念いたしまして、私の祝辞といたします。」

6 来賓紹介

来賓の紹介が行われ、祝電が披露されました。

7 議長選出

本総会の議長には、近畿ブロック協議会から奈良会の藤村義朗会長、九州ブロック協議会から福岡会の村山隆徳会長が選出されました。

また、総会構成員150名中、150名の出席が確認され、本総会が正式に成立することが宣言されました。



奈良会 藤村会長、福岡会 村山会長

8 議事録署名人指名

本総会の議事録署名人として、神奈川会の西田貴麿会長及び埼玉会の高橋修会長の両名が指名されました。

9 会務報告

岡田会長から、令和7年度における会務全体の総括報告が行われ、続いて、各部門を所管する担当役員から、各部等の詳細な会務報告がありました。報告内容は下記のとおり。紙面の関係から一部抜粋します。

令和7年度 事業経過報告

一 制度対策本部関係

日本土地家屋調査士会連合会制度対策本部規則第3条に規定する土地家屋調査士制度、不動産登記制度、司法制度、地図に関する事項及びその他日本土地家屋調査士会連合会の目的を達成するために必要な事項の緊急課題について、迅速な対応を行うに当たり、全国土地家屋調査士政治連盟及び関連団体とも連携を図り、各界・各分野から情報を収集・分析し、適時適切な活動を行った。

1 土地家屋調査士制度の基盤の拡充と改革の推進を図るための方策の策定と展開

- (1) 令和3年の民法等の一部を改正する法律により改正された民法及び不動産登記法並びに同時に制定された相続土地国庫帰属法に関する対応



内野常任理事

- (2) 要請に基づく政府機関等の会議への参画及び土地家屋調査士としての提言
 - (3) 土地家屋調査士法の改正に向けた要望の策定及び関連機関・団体との調整等の諸活動並びに政党等への予算・政策要望
- #### 2 土地家屋調査士制度に係る諸施策・社会環境等に関する情報の捕捉と適切な対処
- (1) 政府のデジタル政策への対応
 - (2) 民法(成年後見等関係)等の改正に関する中間試案に関するパブリックコメントへの意見提出
 - (3) 不動産登記規則の一部を改正する省令案の概要に関するパブリックコメントへの意見提出
 - (4) 法務省・国土交通省主催の「令和7年度改正マンション関係法に関する説明会」への出席
 - (5) 不動産登記規則の一部を改正する省令案に関するパブリックコメントへの意見提出
 - (6) 森林経営管理法による不動産登記に関する政令案に関するパブリックコメントへの意見提出

- (7) 森林経営管理法に基づく筆界特定申請に係る筆界特定申請情報及び筆界特定添付情報の特例に関する省令案に関するパブリックコメントへの意見提出
- (8) 不動産登記規則等の一部を改正する省令案に関するパブリックコメントへの意見提出
- (9) 「不動産登記法第119条の2第3項に規定する法務大臣の指定する登記所を定める件(案)」に関するパブリックコメントへの意見提出
- (10) マンションの建替え等の円滑化に関する法律による不動産登記に関する政令の一部を改正する政令案に関するパブリックコメントへの意見提出
- (11) 不動産登記令第四条の特例等を定める省令の一部を改正する省令案に関するパブリックコメントへの意見提出
- (12) 不動産登記規則の一部を改正する省令案に関するパブリックコメントへの意見提出
- 3 学識者との共同活動(国際地籍学会及び第12回国際地籍シンポジウム等)

二 総務部関係

- 1 土地家屋調査士会及び会員の指導並びに連絡に関する事項
 - (1) 関係法令、会則、諸規則等の検討・整備
 - (2) 土地家屋調査士会の自律機能強化の支援
 - (3) 非土地家屋調査士による法令違反行為への対応
- 2 連合会業務執行体制の整備・充実
 - (1) 例規管理業務支援ソフトの導入
 - (2) 役職員研修
 - (3) カスタマーハラスメントへの対応
- 3 土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人の登録に関する事項
- 4 民間認証局に係る登録局の適正な運営
- 5 情報公開に関する事項
- 6 会館の管理に関する事項



大久保総務部長

三 財務部関係

- 1 財政の健全化と管理体制の充実
 - (1) 予算執行の適正管理
 - (2) 中長期的な財政計画の検討

- 2 福利厚生及び共済事業の充実
 - (1) 親睦事業の検討及び実施
 - (2) 各種保険への加入の促進及び共済会事業の運営
 - (3) 国民年金基金への加入の促進
- 3 大規模災害対策に関する検討



芦澤財務部長

四 業務部関係

- 1 土地家屋調査士業務に関する事項
 - (1) 土地家屋調査士職務倫理規程に関する指導及び連絡
 - (2) 土地家屋調査士業務取扱要領に関する指導及び連絡
 - (3) 不動産登記規則第93条に規定する不動産調査報告書に関する指導及び連絡
 - (4) 新技術の業務への利活用の検討(地積測量図XML及び法務省地図XMLの土地家屋調査士業務への利活用等)
 - (5) 業務関連文書のデータベース化
 - (6) 事件簿、年計表及び取扱事件年計報告書総合計表について
 - (7) 令和7年4月1日における国土地理院が管理する電子基準点・三角点・水準点等の標高成果の改定について
 - (8) 建築確認等手続の電子化について
 - (9) 宅地建物取引士が説明する重要事項についての書面の記載内容について
- 2 筆界特定制度に関する調査及び検討並びに指導
- 3 登記測量に関する事項
 - (1) 登記基準点に関する指導、連絡及び検討
 - (2) 土地家屋調査士会と日調連技術センターとの連携
 - (3) 会員技術向上の検討及び指導
 - (4) 関係機関との連携及び協議
- 4 土地家屋調査士事務所形態及び報酬に関する実態調査の実施
- 5 土地家屋調査士業務情報の利活用と拡充への対応
- 6 オンライン登記申請への対応



安部業務部長

7 業務マニュアル等の検討

五 研修部関係

1 研修の企画・運営・管理・実施

- (1) 専門職能継続学習の運用 (CPD)
- (2) 義務研修の実施・検討 (新人研修・年次研修)
- (3) eラーニングの拡充・整備と運用
- (4) 研修体系及び研修の充実の検討
- (5) 研修情報の公開の活用・推進
- (6) 研修部が管理するシステムの運用・整備 (manaable)



松村研修部長

2 土地家屋調査士特別研修の支援と受講促進

- (1) 土地家屋調査士特別研修の受講促進チラシの作成
- (2) 特別研修の過去問題集の配布について
- (3) 土地家屋調査士特別研修の受講者拡大に向けた取組について

3 ADR 認定土地家屋調査士の研修の検討と啓発

六 広報部関係

1 広報に関する事項

- (1) 外部に向けた情報の発信
- (2) 各土地家屋調査士会に向けた広報

2 会報の編集及び発行

- (1) 外部に向けた土地家屋調査士の情報の発信
- (2) 各土地家屋調査士会の情報の集約と共有
- (3) 連合会の情報発信

3 情報の収集に関する事項



吉崎広報部長

七 社会事業部関係

1 地図の作成及び整備等に関する事項

- (1) 法務局地図の作成及び整備
- (2) 地籍整備事業の情報収集・啓発

2 土地家屋調査士会 ADR センターに関する事項

- (1) ADR に関する情報の収集及び提供
- (2) 民間紛争解決手続代理関係業務に関する課題対応
- (3) 筆界特定制度と土地家屋調査士 ADR との連携

- (4) ODR (オンラインでの紛争解決手続) に関する情報収集及び提供

3 日本司法支援センター (法テラス) に関する事項

4 公共嘱託登記及び公共嘱託登記土地家屋調査士協会に関する事項

- (1) 官公署の入札に関する対応
- (2) 狭あい道路解消の対応

5 その他公共・公益に係る事業の推進に関する事項

- (1) 防災関係の情報収集及び提供
- (2) 土地家屋調査士関連業務の推進に関する事項
- (3) 土地家屋調査士の財産管理人制度への参画に関する支援

6 大規模災害復興支援関係

- (1) 令和6年能登半島地震への対応
- (2) 災害時における損壊家屋等の公費解体・撤去の促進について



石野社会事業部長

八 土地家屋調査士総合研究所関係

1 表示登記制度に関する研究

- (1) 不動産登記法第14条第4項地図の高精度化により不動産関係ベース・レジストリが参照できる概略境界地図の作成についての課題設定

(2) リモートセンシングデータ

による現況計測と不動産登記法第14条第4項地図その他地積測量図等の既存資料を参考にした推定筆界による公図の高精度化及び概略境界 (General Boundary) 地図作成手法と可能性についての検証

- (3) CLAS、現地基準局を利用した RTK 等を利用し地積測量図の筆界点情報等を基にした概略境界地図作成手法についての検証



秋山総研所長

2 土地家屋調査士制度に関する研究

3 土地家屋調査士業務に関する研究

4 統計に関する事項

5 会長から付託された事項の研究

6 各部との連携

7 地籍に関する学術的・学際的研究

- (1) 日本地籍学会との連携
- (2) 日本登記法学会との連携

(3) 関連学術団体との研究交流

九 土地家屋調査士特別研修運営委員会関係

- 1 第20回土地家屋調査士特別研修の運営・管理・実施
 - (1) 法務大臣の指定
 - (2) 特別研修の実施
 - (3) 特別研修の実施に係る助成
 - (4) 土地家屋調査士特別研修過去問集の作成
 - (5) 令和7年度土地家屋調査士民間紛争解決手続代理能力の認定
- 2 第21回土地家屋調査士特別研修の計画・運営・管理

10 議事

第1号議案

- (イ) 令和7年度一般会計収入支出決算報告承認の件
(ロ) 令和7年度特別会計収入支出決算報告承認の件

第2号議案

令和8年度事業計画(案)審議の件

第3号議案

(イ) 令和8年度一般会計収入支出予算(案)審議の件
(ロ) 令和8年度特別会計収入支出予算(案)審議の件
第1号議案ないし第3号議案について、2日間協議の後、可決成立しました。

質問・要望事項としては、所有者不明土地問題、相続土地国庫帰属制度、土地家屋調査士法改正、土地家屋調査士法人の在り方、懲戒処分、土地家屋調査士業務取扱要領、研修ポータルサイト整備等研修関係、未登記建物解消に向けた展開、情報セキュリティ基本指針、会費、国家座標による地積測量図の作成、法14条地図街区単位修正事業、80周年の記念事業、ADR、地籍整備事業、筆界特定制度及び土地家屋調査士会の在り方等、多岐にわたる質疑が行われました。

なお、第2号議案で可決された令和8年度事業方針大綱及び事業計画は下記のとおり。

令和8年度 事業方針大綱

基本方針「制度環境の共有から調和～新しい時代を共に進む～」

近年、所有者不明土地等の発生予防と利用の円滑化の両側面から総合的に民事基本法の大きな見直しを実施されました。「民法の一部を改正する法律」と「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律」の施行に続き、令和6年4月1からは相続登記の申請が義務化され、本年4月1日には「住所等の変更登記の申請義務化」が施行されたところで、この間、土地家屋調査士制度を取り巻く環境も大きく変化しています。相続登記の義務化に関連し、土地家屋調査士業務である表示に関する登記の相談や依頼形態に変化が認められ、これらの情勢を日本土地家屋調査士会連合会として、的確な分析と検討を実施しつつ、社会全体に対して還元していく必要が求められていると認識し、活動してまいりました。

同時に、会員一人一人が土地家屋調査士としての職責を自覚し、制度の歴史的背景と最新情報を共有することにより、「意識の共有」を図り「方向性の共有」から更に「行動の共有」へと深化させ、土地家屋

調査士制度を国民生活との調和に結び付ける意識こそが、新時代を切り拓く真の原動力となると確信し、会務に取り組んできました。

また、国策として推進されるデジタル化をはじめ、社会構造や価値観の変化に機動的に対応するためには、新たな業務形態の構築と実践は不可欠だと考え、その過程を通じて、土地家屋調査士という職業の魅力と社会的意義を、より強く、より広く発信し続けることが大切であるという意識を持って組織運営に務めました。

さらに、土地家屋調査士が安定した生活基盤を確保した専門職として、その使命を果たし続けていくためには、各会員が適正かつ正確な業務を遂行することに加え、業務の質に基づく付加価値を創出し、激動する経済環境にも柔軟に対応できる高度な知見と実務能力を備えることが不可欠であるとの考えのもと、積極的な情報発信と自己研鑽機能の充実にも力を注ぎました。

そして、頻発する自然災害への備えとして、平時からの危機意識の醸成と迅速な対応体制の構築を怠ることなく、安定した国民生活を支える専門資格者としての社会的責務を果たす体制を確立していくこ

とは、必然であると認識しているところです。

私たちは、未来への道しるべとして、令和7年度の定時総会において承認をいただきました令和9年度以降の予算規模を含む組織体制と人的負担等を考慮しつつ、国策とも言えるデジタル化の促進と対応等、社会の様々な動き、価値観や思考枠組みの変化に対応するべく、新しい業務形態の構築も視野に、不動産の表示に関する登記および土地の筆界を明らかにする業務の専門家ならではの活動を核として、今後もその声を強く広く社会へ継続発信します。

以上、多くの先人たちから積み上げてきた実績を基盤としつつ、日本土地家屋調査士会連合会は、国民の皆様の貴重な財産である不動産の権利の明確化に寄与することにより、明るく安全に暮らせる社会の発展に貢献することを目的とする、新しい時代を共に進むにふさわしい活動を展開し続ける資格者団体であるべく、ここに令和8年度事業方針大綱を表します。

1. 土地家屋調査士法改正等への取り組み

令和元年の土地家屋調査士法改正により、使命規定が創設された事実は、私たち土地家屋調査士が制度の在り方自体を含めて責任を担う集団であると社会に向けた宣言であるといえます。そして、ここ数年は、所有者不明土地問題に端を発した社会的な意識の転換にも応え得る法改正が必要だと関係機関に対して訴えてきたところです。

相続土地国庫帰属制度における私たちの関与実績と社会的要請を分析し、土地家屋調査士の業務として「法務局に提出(提供)する図面の作成」等を土地家屋調査士法に規定することが、所有者不明土地問題解消等の国策に沿うことに繋がる事を継続して強調します。また、不動産の表示に関する登記の申請手続にとどまらず、表示に関する登記手続全般が土地家屋調査士の業務である旨、さらに、財産管理人および補佐人としての土地家屋調査士の法的位置付けを明確にすることを引き続き目指します。また、土地家屋調査士法第64条(公嘱協会の業務)を社会的要請にも応えられる条項としてアップデートする必要性を訴求することにより、全国の会員が日常業務を通じて不動産に関する権利の明確化に更に寄与し、国民生活の安定と向上に資する資格者としての意義が拡大し、社会との調和につながると考えます。

2. 平時から有事に備える資格者

近年、頻発する自然災害から私たちは多くのこと

を学んできました。資格者として、土地家屋調査士として被災地域の復興と復旧のために役に立つ術はたくさん存在します。市町村が実施する「建物の公費解体事業」に必要な「建物性の認定」を判断する資格者として、まさに知識と経験を被災地の皆様に直接にお届けさせていただいております。かねてより土地家屋調査士としての能力を活かした社会貢献は、重要な事業だと認識し、実践してきましたが、新時代を見据えた復興支援のための社会貢献事業モデルとして、その確立に対し、平時から有事への備えを怠らないことが、人々の財産保全と不安解消のために特に大切であり、大規模災害発生時における被災土地家屋調査士会への活動基金の供給に関する整備に取り組みます。

3. デジタル時代に相応しい資格者

社会の中で加速するデジタル化への対応は、資格者として必然であり急務であると感じています。デジタル社会の大波の中において「登記」の置かれた立ち位置を冷静に見極めるとともに、法的素養と技術的要素を併せ持つ、私たち土地家屋調査士たる資格者こそが、真に国民生活の安心と安全に寄与するためにも、作成し提供する図面データには構造化されたルールに従った品質の確保が求められていることを強く意識することが重要です。そして、デジタル庁における「ベース・レジストリ推進有識者会合」を始めとする会議へ構成員を継続的に派遣し、不動産の表示に関する登記および筆界を明らかにする業務の分野において、国策であるデジタル社会の実現に向けた推進力として土地家屋調査士の責務を果たすことの重要性を継続して発信します。

4. 国家座標による地積測量図作成

頻発する自然災害に加え、南海トラフ巨大地震や首都直下型地震の発生可能性が叫ばれるなか、国民の貴重な財産である不動産に関する大きな拠り所であり、私たちがその主たる供給源となっている「地積測量図」に、災害に耐えうる情報を付加価値として提供してこそ専門資格者と言えるはずです。地理空間情報の高度化や位置情報を整合させるための共通ルールである国家座標の推進、データのオープン化の推進等は、政府が国策と位置づけているところです。土地家屋調査士は平時における日常業務を通じて、地理空間情報の更なる活用や位置情報インフラの整備を意識しつつ、国土強靱化基本計画を念頭

に、災害からの復旧・復興に備えるため、国家座標による地積測量図の作成と提供を資格者としての基本姿勢として発信を継続します。

5. 共通言語として「筆界確認」を発信

私たち土地家屋調査士は、土地の筆界を明らかにする業務の専門家たる社会的使命のもと、活動を展開してきました。書証・物証・人証を総合的かつ客観的に解析すると同時に、探索した「筆界」に隣接土地所有者を始めとする関係者と共に命を吹き込むことを道義とし、その成果として「境界確認書」「確定測量図」等、様々な成果を作成し依頼者に提供してきたところだと理解しています。しかし、はたして不動産取引の場面さらには社会通念の認識として「筆界」という概念を浸透させる活動を十分に展開できたでしょうか。私たちの使命に立ち返り、不動産登記の分野から不動産取引の世界へと浸透を図り、国民の疑問と不安を払拭する観点からも、「筆界」「筆界確認」「筆界確認図」等を共通言語とするべく先頭に立って啓発するべきだと考えます。

また、土地の筆界を明らかにする業務の過程等において、いわゆる越境物に関して、私たちの関与可能な射程を整理します。

6. 未登記建物解消に向けた展開

過去から現在に至るまで、私たちは終始一貫して、表示に関する登記のうち、報告的登記には、その創設期から社会秩序的登記義務が所有者に課せられている旨を社会へ継続発信してまいりました。今年度は特に、「未登記建物の存在が我が国の社会経済にどのような支障を及ぼしているのか」をポイントに関係官庁と議論する場を設けます。国民に過度な不安を与える側面ではなく、災害時における復旧・復興への影響や、平時における不動産の有効活用の観点から未登記建物解消に向けた発信と事業展開を強力に実施したいと考えます。

さらに、登記情報と固定資産税情報との対比事業の必要性和私たちの現地確認能力を発信し、資格者として活用を可能にするための手当てに取り組み、多くの行政手続きの円滑化と紛争予防に役立つことを粘り強く提言します。

7. 各種法(制度)改正への対応

一群の民法・不動産登記法の改正において、土地家屋調査士は土地の筆界を明らかにする業務の担い

手として、より一層深く関わり、空家特措法、所有者不明土地特措法、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律、国土調査法、土地基本法等の法律も活用しながら、所有者不明土地問題等の解決と予防に資する責務があります。これらの社会的変革の起点である、所有者不明土地問題への提言を継続的に行ってきた私たちの先人たちの危機意識を共有し、併せて、不動産に関する権利の明確化を通じて、不動産の適正な管理や利用への提言等を行うことが肝要です。

また、相続土地国庫帰属制度の手続き過程において、法務省によるアンケート結果も踏まえ、現場の実情と要望等の声を集約し、土地家屋調査士の活用の必要性を運動として継続交渉します。加えて、「所有者不明土地建物管理人」として不動産の状況を把握する能力を有する土地家屋調査士の適格性を発信するとともに、司法および関連する団体との連携を深化させ、制度の適正かつ効率的な運用を通じて、実績を基軸としての活用拡大に努めます。

8. 研修・研究制度の拡充と実践

資格者にとって、質の高い業務を社会に提供し続けるために自己研鑽は必須です。義務研修をはじめとする研修の実施と充実、実務家として生き残るための生命線とも言えます。社会から必要とされる専門職であり続けるために、日本土地家屋調査士会連合会が実施する全ての研修制度を更に充実させ、システム環境の改善をはじめ必要な方策を実施してまいります。土地家屋調査士特別研修に関し、ADR認定土地家屋調査士の新たな活用場を見据えての科目内容の検討見直しを引き続き発信し、受講推進を図ります。

年次研修に関して、本年度から実施する第二クールにおいては、土地家屋調査士として生き抜くために必要な研修内容の改良項目を整理し、進化した企画を準備します。

新入会員に対する研修は、制度発展の未来投資であり非常に重要であると認識しています。今回からブロック協議会に研修内容の一部を担っていただきますが、カリキュラム及び指針等の共有に関し、混乱の生じないよう努めます。

研究分野に関しては今般、組織改変いたしました土地家屋調査士総合研究所において、進化を続ける資格者として土地家屋調査士の有用性を社会に発信することも意識し、多種多様なデータの収集・蓄積・分析した根拠に基づいた研究及び戦略的提言を行う

機能を担います。

また、新たな歩みを始めた「日本地籍学会」に対して、助言と協力、活動分担等に関して協議を続けつつ情報共有します。

9. 地図づくりへの参画と発信・提言

私たち土地家屋調査士がその作成に関与してきた法務局地図作成事業は、「骨太の方針2025」本文においても、戦略的な社会資本整備の一環として、その必要性和有用性が認知されたと理解しています。本年度以降も継続して、地図づくりの主たる担い手の立場から、経済波及効果、事前復興、政策課題解決などの多角的な観点から地図づくりの重要性を社会に対し、更に強く、広く継続して周知します。さらに、土地家屋調査士の業務能力の高さだけでなく、法務局地図作成事業における地域選定の在り方および新たな枠組みの提案ならびに最新技術の活用策等を提言し、予算措置拡充についても国に対してこれまで以上に強く訴え続けます。

10. 多様化する社会的要請への貢献

土地家屋調査士としての能力を活かした社会貢献事業は、重要な事業だと考えており、専門資格者としての社会的評価は、社会貢献活動を抜きに語ることはできません。

近年における取り組みとして、地図づくりへの参画とともに幅員4m未満のいわゆる「狭あい道路」の解消に向けた活動と発信を強化して来ました。緊急車両や介護車両等の日常生活をサポートする車両の侵入を妨げる狭あい道路の解消は、火災時の延焼防止、自然災害時の避難経路の安全確保等、災害に強い国土づくりに繋がります。土地家屋調査士の経験、能力、特性を活かした方策を提言し、実行することにより、地域互助と地域防災という形で国民生活の安心と安全に寄与することができます。さらに、地球規模で掲げられている持続可能な開発目標(SDGs)のうち、「目標11・住み続けられる街づくり(都市と人間の居住地を包括的、安全、強靱かつ持続可能にする)」をも念頭に入れた活動と捉え、我が国が直面している様々な社会問題の解決に貢献するべく対処してまいります。

また、全国の土地家屋調査士会に設置されたADRセンターに関連し、ODRを推進することによって、利用される多くの国民をはじめ、高齢者や障害を持つ人といった社会的に弱い立場にある人々に更

に寄り添うとともに、特定和解の可能性を視野に入れた認定土地家屋調査士に関して活路を見いだす展開を考えます。そして、ADRセンターの理念と活動内容を会員へ周知徹底し、認定土地家屋調査士の活躍の場を広げるべく、外部発信をはじめとした打開策を模索し続けます。

11. 持続可能な会務運営

近年の社会環境と会員の高齢化および減少傾向を鑑みて、将来世代へ持続可能な組織として継承することから目を逸らすべきではありません。「土地家屋調査士と制度のグランドデザイン」(平成30年2月9日付日調連発281号)を踏襲すると同時に検証を重ね、組織集約を実践するために、中長期的展望を視野に入れた組織のスリム化等の対策は怠ることなく継続します。対応として、大規模災害発生時における各土地家屋調査士会の活動基金の充実、様々な情報管理に関して部署間における共有性・統一性の検討、人材育成のための資本投下、職員の待遇改善の検討は不可欠であると認識しています。

引き続き、会務を通して経験してきた事象を活かすことに力点を置き、あらゆる場面を想定しながら組織としての危機管理とコンプライアンスの徹底と継続の観点に立ち、土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人の登録に係るシステムの再構築を図る等、その備えを拡充することに努めます。

同時に、今後もメリハリをつけた会務運営を意識する中で、全国の各土地家屋調査士会が抱える多様な実情を踏まえ、助成方策を含めた対応力強化に努めることにより、土地家屋調査士業界全体で調和を見だし、持続可能な資格者組織として信頼と参加が生まれる環境を醸成します。

12. 受験者数拡大に向けて

令和7年度における土地家屋調査士試験の出願者は、5821名であり前年比312名増(5.7%増)となりました。この数字は、令和2年度に比べると1.25倍であり、補助者に対する受験者の掘り起しや様々な手段による広報活動と啓発戦略の成果であると分析しています。とはいえ、その数は6000名に届かない程度に留まっていることも現実です。我が国では、少子化と高齢化問題により、恒常的な担い手不足と志望者不足が叫ばれております。土地家屋調査士をはじめとする資格者の世界においても、同様の現象の中にあることを承知したうえで、土地家屋調査士制

度維持発展のためには、未来を担う人材の発掘は絶対的に必要です。引き続き、受験会場増設の要望に加えて、補助者として従事している全国のみなさん

を受験の道に誘える姿を示し、職業としての将来性、魅力度を教育分野での啓発活動に加えて、既成概念を超えた分野にも重点を置いた施策を行います。

令和8年度各部等事業計画

制度対策本部

日本土地家屋調査士会連合会制度対策本部規則第3条に規定する土地家屋調査士制度、不動産登記制度、司法制度、地図に関する事項及びその他日本土地家屋調査士会連合会の目的を達成するために必要な事項の緊急課題について、迅速な対応を行うに当たり、全国土地家屋調査士政治連盟及び関連団体とも連携を図り、各界・各分野から情報を収集・分析し、適時適切な活動を行うこととする。

- 1 土地家屋調査士制度の基盤の拡充と改革の推進を図るための方策の策定と展開
- 2 土地家屋調査士制度に係る諸施策・社会環境等に関する情報の捕捉と適切な対処
- 3 学識者との共同活動

総務部

- 1 土地家屋調査士会及び会員の指導並びに連絡に関する事項
 - (1) 関係法令、会則、諸規則等の検討・整備
 - (2) 土地家屋調査士会の自律機能強化の支援
 - (3) 非土地家屋調査士による法令違反行為への対応
- 2 連合会業務執行体制の整備・充実
- 3 土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人の登録に関する事項
- 4 民間認証局に係る登録局の適正な運営
- 5 情報公開に関する事項
- 6 会館の管理に関する事項

財務部

- 1 財政の健全化と管理体制の充実

- (1) 予算執行の適正管理
- (2) 中長期的な財政計画の検討
- 2 福利厚生及び共済事業の充実
 - (1) 親睦事業の検討及び実施
 - (2) 各種保険への加入の促進及び共済会事業の運営
 - (3) 国民年金基金への加入の促進
- 3 大規模災害対策に関する検討

業務部

- 1 土地家屋調査士業務に関する事項
 - (1) 土地家屋調査士職務倫理規程及び土地家屋調査士業務取扱要領に関する指導及び連絡
 - (2) 不動産登記規則第93条に規定する不動産調査報告書に関する指導及び連絡
 - (3) 新技術の業務への利活用の検討
 - (4) 業務関連文書の共有
- 2 筆界特定制度に関する調査及び検討並びに指導
- 3 登記測量に関する事項
 - (1) 登記基準点に関する指導、連絡及び検討
 - (2) 土地家屋調査士会と日調連技術センターとの連携
 - (3) 会員技術向上の検討及び指導
 - (4) 関係機関との連携及び協議
- 4 土地家屋調査士事務所形態及び報酬に関する実態調査の検討
- 5 土地家屋調査士業務情報の利活用と拡充への対応
- 6 オンライン登記申請への対応
- 7 業務マニュアル等の検討

研修部

- 1 研修の企画・運営・管理・実施

- (1) 専門職能継続学習の運用
- (2) 義務研修の実施・検討
 - ①新人研修
 - ②年次研修
- (3) eラーニングの拡充・整備と運用
- (4) 研修体系及び研修の充実の検討
- (5) 研修情報の公開の活用・推進
- (6) 研修部が管理するシステムの運用・整備
- 2 土地家屋調査士特別研修の支援と受講促進
- 3 ADR認定土地家屋調査士の研修の検討と啓発

広報部

- 1 広報に関する事項
 - (1) 外部に向けた情報の発信
 - (2) 各土地家屋調査士会に向けた広報
- 2 会報の編集及び発行
 - (1) 外部に向けた土地家屋調査士の情報の発信
 - (2) 各土地家屋調査士会の情報の集約と共有
 - (3) 連合会の情報発信
- 3 情報の収集に関する事項

社会事業部

- 1 地図の作成及び整備等に関する事項
 - (1) 法務局地図の作成及び整備
 - (2) 地籍整備事業の情報収集・啓発
- 2 土地家屋調査士会ADRセンターに関する事項
 - (1) ADRに関する情報の収集及び提供
 - (2) 民間紛争解決手続代理関係業務に関する課題対応
 - (3) 筆界特定制度と土地家屋調査士ADRとの連携
 - (4) ODR（オンラインでの紛争解決手続）に関する情報収集及び提供
- 3 日本司法支援センター（法テラス）に関する事項
- 4 公共嘱託登記及び公共嘱託登記土地家屋調査士協会に関する事項
- 5 その他公共・公益に係る事業の推進に関する事項
 - (1) 防災関係の情報収集及び提供
 - (2) 土地家屋調査士関連業務の推進に関する事項
 - (3) 土地家屋調査士の財産管理人制度への参画に関する支援

土地家屋調査士総合研究所

- 1 表示登記制度に関する研究
- 2 土地家屋調査士制度に関する研究
- 3 土地家屋調査士業務に関する研究
- 4 統計に関する事項
- 5 会長から付託された事項の研究
- 6 地籍に関する学術的・学際的研究
 - (1) 日本地籍学会との連携
 - (2) 日本登記法学会との連携
 - (3) 関連学術団体との研究交流

土地家屋調査士 特別研修運営委員会

- 1 第21回土地家屋調査士特別研修の運営・管理・実施
- 2 第22回土地家屋調査士特別研修の計画・運営・管理

11 閉会の言葉

大竹正晃副会長から閉会の挨拶がされました。



大竹副会長

おわりに

総会初日終了後には懇親会が開催され、平口洋法務大臣をはじめ、多くの来賓をお迎えして盛大に開催されました。

総会においては、会長・代議員から78件もの質問や要望があり、将来に向けた熱意のある質疑応答が行われました。

岡田会長の強力なリーダーシップのもと、土地家屋調査士業界の未来の明るさを感じる総会でした。

広報員 石瀬 正毅(東京会)



平口洋法務大臣

愛しき我が会、我が地元

4巡目

Vol. 150

静岡会

『竜巻に襲われた街で 一牧之原市一』

静岡県土地家屋調査士会 社会事業部長 石野 和好

災害時における家屋被害認定調査に関する協定について

静岡県土地家屋調査士会は、静岡県及び県下35の市町全てと「災害時における家屋被害認定調査に関する協定」を締結しています。令和4年9月の台風15号が静岡市にもたらした大雨被害により、初めて協定に基づき静岡市の住家被害認定調査に協力をしました。その経験を踏まえ、令和5年には「災害時における家屋被害認定調査に関する基本方針」を策定し、具体的な作業を定め、県及び市町に理解をいただいています。

牧之原市で竜巻とみられる突風発生

「令和7年9月5日、牧之原市で竜巻とみられる突風が発生して建物が損傷し、負傷者が確認されている。」と発災当初のニュースはこのように伝えました。その後、伝えられる内容は深刻さを増し続けました。突風は竜巻と認められ、風速約75m/s（日本版改良藤田スケールでJEF3）と推定され、国内最大級の規模であったことが分かります。

以下牧之原市が公開した住家被害認定調査の結果を示します。

被害認定調査：9月10日～令和8年3月18日
再調査：10月1日～令和8年3月27日

被害認定調査結果(再調査結果を含む)

被害程度	木造	非木造	件数
全壊	73		73
大規模半壊	46	1	47
中規模半壊	59	17	76
半壊	136	11	147
準半壊	285	19	304
一部損壊	651	52	703
合計	1,250	100	1,350
再調査	再々調査	再々々調査	再調査計
85	10	1	96

牧之原市の現場へ

牧之原市の要請により、9月22日から住家被害認定調査の補助に入りました。近隣の会員を中心に、中には80km以上離れた場所から協力してくれた会員もいました。

調査班は、牧之原市役所榛原庁舎4階の災害対策本部に集合します。ホワイトボードには、その日時点の罹災証明の交付申請数と調査済件数、又その日各班が調査に行く対象が書かれています。壁には今回の調査におけるローカルルールが貼られ、日を追うごとに増えていきます。

私は、甲州市(山梨県)の職員2名と同じ班となり活動しました。牧之原市の被害は、竜巻の後の降雨によるものもあり、2次調査を行ったため、1日4棟のペースで行いました。

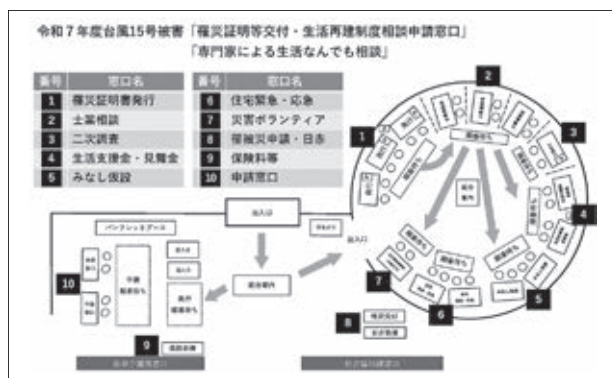
被災地では、屋根が何も残っていない家、外壁の一部がごっそり無くなっている家、自然の猛威に言葉が失いました。



1棟目に調査したお宅が、私が伺った中で最も被害が大きい家屋でした。屋根の一部が飛ばされ、2階の部屋から屋根にかけられたブルーシートが見えており、その後の雨により1階の天井にも雨漏りのシミが確認できました。行くところがないと言って、不安を口にする老夫婦。突然日常を奪われたことへの不安と憤りを、誰かに聞いて欲しい気持ちは良くわかりました。後日テレビ放送で、そのご夫婦が判定結果に不満を抱いておられたことを知りました。被災者の思いと制度上の判定との間に、隔たりが生じる難しさを改めて感じました。

生活なんでも相談へ

住家被害認定調査の補助作業は、9月22日から10月7日までの16日間、延べ73.5名の会員が協力しました。その後は、静岡県災害対策士業連絡会が主催する「生活なんでも相談」に相談員として参加をしました。今回の牧之原市で成功したところは、一つのフロアで罹災証明書の発行と、土業の生活なんでも相談、市の手続、申請窓口を設けたことです。相談者は迷うことなく、目的の窓口を訪れることができました。



被災者支援について

災害が起きた際、被災者支援の一丁目1番地は、迅速な罹災証明書の発行です。そのためには、住家被害認定調査が迅速に行われなければなりません。調査に関する知識も被災者支援に関する知識も、自分事として得ておけば、自分が被災者となった時には自分を助け、被災者にならなければ人を助けることができます。

被災者支援の第一人者である永野海弁護士は、「被災者一人一人の復興なくして、地域の復興はない。」とおっしゃいます。自分が被災することなく、支援ができる立場であったなら、災害協定を市町と締結している土地家屋調査士会の会員として、又一人の人間としてできることはすべきです。支援者として災害の現場に立った時、きっと皆さんのスイッチが入ると信じています。

令和7年度台風15号
専門家による
生活なんでも相談
予約不要・無料

今後の生活が不安…
罹災証明書を
とった後は
どうしたら？
被災した家の
修理・解体…
まだ迷ってる…
被害や互が死んで
家を建てて
しまった
(建てられた)

日時 2025年9月11日～終了時期未定
10:00～16:00(当面土日祝も開催)

場所 牧之原市総合健康福祉センター「ざざんか」
住所：牧之原市野渡991-1

※曜日や時間等、場所が変更となることもあり、最新情報は
牧之原市や静岡県各市区ホームページでご確認ください
※どなたでも(牧之原市以外の方も)ご参加いただけます

具体的なご相談がない方でもお寄り下さい。
様々な支援制度の情報提供をしています。

主催 静岡県災害対策士業連絡会
静岡県弁護士会 ☎ 054-252-0006

弁護士・司法書士・行政書士・税理士・公認会計士・不動産鑑定士・
土地家屋調査士・社会福祉士・保健士・中学校教員・社会福祉協議会

沖縄会 『戦災を越えて受け継ぐ土地』

沖縄県土地家屋調査士会 広報部長 諸喜田 秀和

「この土地は、もともと誰のものだったのだろう。」
沖縄で仕事をしていると、そんな思いに駆られることがあります。

土地家屋調査士は、境界を調査し、測量を行い、土地や建物の登記を担う専門家です。しかし、沖縄では、その仕事の先に「戦争の歴史」と向き合う場面

が少なくありません。

沖縄県は、国内唯一の地上戦が行われた地です。激しい戦火によって多くの尊い命が失われただけでなく、登記簿や公図、土地台帳など、土地に関する資料の多くも焼失しました。戦後、人々が故郷へ戻っても、苛烈な艦砲射撃や爆撃された結果、土地の形

状もすっかり変わり、自分の土地がどこにあったのかさえ分からない地域がありました。

そこで、米国統治下の琉球政府は、土地を元の所有者へ返還するため、「所有権認定制度」という全国でも例のない制度を設けました。市町村の所有権委員会へ認定所有者であることを求めて申請して、それを所有権委員会が証拠を調査し、一筆ずつ所有者を認定して返還するという、復興のための大事業です。

しかし、すべての土地が元の所有者へ戻ったわけではありません。戦争で一家、親戚の全てが亡くなった方々、生活再建に追われて所有権認定や登記まで至らなかった方もいました。その結果、所有者が確定しないまま現在まで県や市町村が管理する土地が残されています。

全国で問題となっている所有者不明土地の多くは、相続登記が行われなかったことなどが原因です。一方、沖縄特有の所有者不明土地は、戦争という歴史そのものが原因です。同じ「所有者不明土地」という言葉でも、その背景は大きく異なります。令和8年3月時点でも2,640筆、約98万㎡の土地が県や市町村の管理地として残されており、沖縄には、戦災を背景とするものと、全国と同様の相続等による所有者不明土地という二つの課題が存在しています。

だからこそ、私たち土地家屋調査士が向き合う「土地」は、単なる不動産ではありません。

現地に残る石積みや古い境界標、地域の古老の記憶、わずかに残された資料。それらを一つずつ積み重ねながら、その土地が歩んできた歴史を読み解いていきます。境界を明らかにすることは、先人から受け継いだ土地を次の世代へ確実につないでいくことでもあります。

近年は、所有者不明土地管理制度の創設など、課題解決に向けた新たな制度も始まりました。その中で土地家屋調査士には、筆界特定や分筆、測量などを通じ、土地の利活用を支える重要な役割が期待されています。

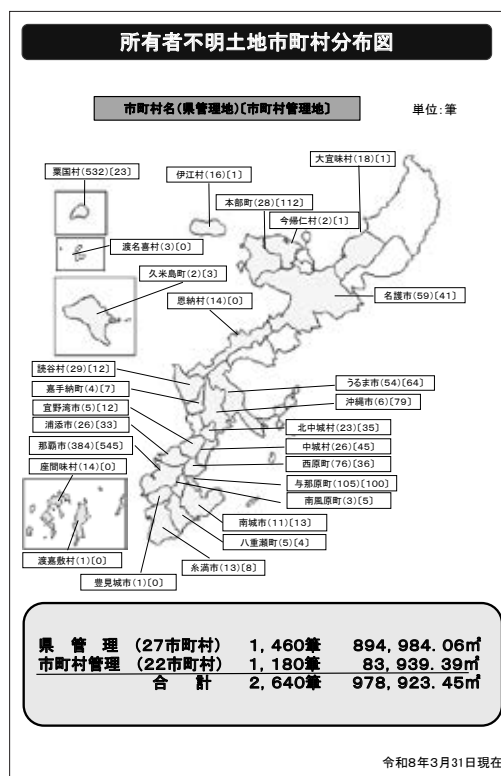
沖縄県土地家屋調査士会では、昨年の創立60周年記念事業の一環として、「沖縄県における所有者不明土地問題」をテーマに講演会を開催しました。会員一人ひとりが沖縄特有の土地問題を学び直し、歴史を知することは、未来の業務を考える大切な機会となりました。

青い海や首里城、美しい自然は、多くの人が思い描く沖縄の風景です。しかし、その風景を支えてい

る一筆一筆の土地には、戦争を乗り越え、復興を歩み、今日まで受け継がれてきた物語があります。私たちは、その物語を未来へつなぐ仕事をしています。

境界を明らかにすることは、土地を守ること。そして、土地を守することは、そこに暮らした人々の歴史と想いを守ることでもあります。

これからも沖縄県土地家屋調査士会は、戦災を乗り越えて受け継がれてきた土地を、次の世代へ確かにつないでいきたいと思えます。



「所有者不明土地市町村分布図」 出典：沖縄県「所有者不明土地について」のパンフレットより。



「所有者不明土地登記簿謄本」 所在、地番は加工してボカシを入れています。

若手土地家屋調査士の「未来」を拓く

12人の「若手」/土地家屋調査士

第11回 ～スタート、合格・登録1年目の5人が見つめる未来～

長野会 胤森 就 会員、弓場 稔之 会員、中沢 俊太 会員
加藤 一輝 会員、林 克行 会員

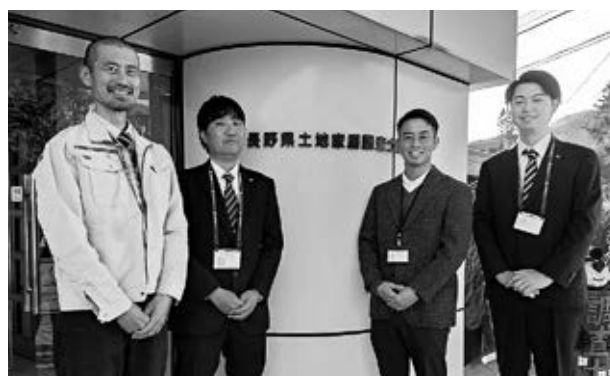
筆者が所属する長野会北信支部は、会員数102名(令和8年3月31日現在)の長野会7支部のうちの一つです。会員減少傾向が続いており、令和6年の支部再編により、長野支部と飯山支部が合併し北信支部となりました。令和7年は5名の新入会員が入会され、5年ぶりの会員数増加となりました。今回は、この5名の新入会員の皆さんにインタビューへ参加いただきました。

土地家屋調査士を知ったきっかけ

北條誠治(連合会広報員。以下「北條」)：こんにちは。本日は令和7年の新入会員インタビューへ参加いただきありがとうございます。まずは、お一人ずつ自己紹介と土地家屋調査士を知ったきっかけ、それから試験勉強大変だったというような思い出をお話してください。
胤森就会員(以下、「胤森会員」)：もともと営業職をやっていました。手に職をつけたいと思っていて、学生時代の専攻の関係で測量士補の資格を有していたので、知り合いの司法書士さんに土地家屋調査士事務所を紹介してもらい、目指すきっかけとなりました。学生時代の専攻は農業土木でしたので、卒業と同時に測量士補の資格が取得できましたが、土地家屋調査士事務所の補助者として働き始めたときは、測量はできませんでした。

弓場稔之会員(以下「弓場会員」)：大学時代の就職活動の時に、会計士である父の知り合いから土地家屋調査士の先生を紹介してもらいました。化学系の大学と高校でしたので、土地家屋調査士試験の勉強には試行錯誤しました。補助者として勤め始めて、試験勉強との両立に行き詰まる時もありましたが、諦めずに継続したことが経験となりよかったと思っています。

中沢俊太会員(以下「中沢会員」)：私の家族が測量会社を営んでおり、私もその会社に社員として入社しました。土地家屋調査士は測量系資格でありながら、法務省管轄の資格というかっこよさに惹かれて目指しました。試験勉強は、子どもが生まれて0歳の時だったため、家のことと試験勉強と仕事の両立がなかなか大変だったなど。また、試験が一年に1回であるところのプレッシャーが自分の中にはありました。受験回数は2回です。



左から林さん、弓場さん、中沢さん、加藤さん

加藤一輝会員(以下「加藤会員」)：大学では理系の学部には所属していませんでした。自分で選んだ道ではありませんでしたが、次第に興味を持てなくなってしまった時期がありました。そんな時、アルバイト先の不動産会社の社長から、土地家屋調査士という仕事を教えていただきました。ちょうど将来の進路について考えていた時期でもあり、測量をし、図面を作成し、登記の手続きを行うという専門性の高さや、業務の幅広さに魅力を感じました。また、人の役に立てる仕事であることにも大きな魅力を感じ、この道を選びました。勤務先では、登記申請業務や土地の測量など、一通りの実務を学ばせていただきました。そして勤務5年目のタイミングで資格試験に挑戦することを決意しました。5年間の補助者としての経験が大きな強みとなり、実際の業務を具体的にイメージしながら勉強を進めることができたため、無事に合格することができました。

林克行会員(以下「林会員」)：所属の山岳会の先輩が土地家屋調査士をしていたのが知ったきっかけです。この道を選んだのは、以前、自身で営んでいた会社を途中で畳みまして、さてこれからどうしようと。子

供が生まれたばかりだったので、70歳まで稼がないといけない。70歳までそれなりに稼げる職種っていうと、もう個人事業主しかない。先輩を頼って土地家屋調査士事務所の門を叩きました。試験については、やはり他の方と同様で、子供が3人いて、共働きで、事務所に8時、9時までいて、帰宅してから一時間勉強して、週末は子供の世話をして、なかなか時間を取ることができなかったです。やはり年齢もいっているんで、7回目でやっと受かることができました。

土地家屋調査士登録後の心境の変化

北條：登録して数か月、ご自身でお仕事されている中で感じた土地家屋調査士の魅力、それから自分なりの課題などありますか。

胤森会員：登録して個人で仕事を始めますと、補助者のときと行っていることは変わらないのですが、自分の影響力みたいな部分に変化を感じています。そういった意味で、依頼者の期待にきちんと応えられるように心がけています。個人事業主としては、まだまだ緊張する部分が多いです。

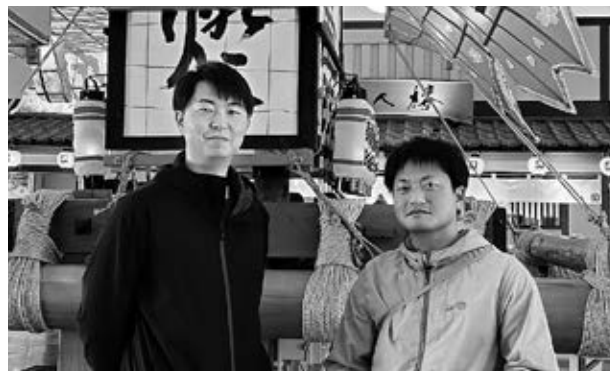
中沢会員：やっぱり測量は楽しいなって思います。現場ごとに状況も違いますし、自分の工夫次第では早く終わらせることもできるし、逆に手戻りが発生するっていうこともあります。夏は暑いし、冬は寒いので、できるだけスムーズに現場作業を終えたいと。現場での工夫というのは、自分なりに楽しんでやっています。

補助者経験がなく独立したので、登記関係の知識が試験レベルの知識しかなく、参考書を買ったりだとか、合格した同期に疑問点を聞いたりしながらやっているというのが、自分の未熟さを感じ、直面している課題と言えます。

加藤会員：お客様と直接お話する機会がとても増えました。実際に困りごとや課題を抱えている方からご相談を受け、その解決のために自分は何を提供できるのかを考えることに、大きなやりがいを感じています。

そして、課題が解決し、登記の手続きが無事に完了した際には、お客様から感謝の言葉をいただいたり、喜んでいただけたりすることが多く、それが何よりの励みになっています。

一方で、課題もあります。例えば、「この手続きにはどのような書類が必要なのか」といった、試験勉強だけでは身につかない実務的な知識に直面する場面が多くあります。そうした時は、法務局の登記



左は加藤さん、右は胤森さん

官に相談したり、土地家屋調査士の先輩方から助言をいただいたりしながら、何とか登記を完了させています。まだまだ苦労する場面も多いですが、こうした経験を一つひとつ積み重ねながら、これからも知識と実務力を高めていきたいと思っています。

林会員：仕事のやりがいというか、施主の方が喜んでいただければ嬉しいなと思います。一番はやっぱり、人から感謝される仕事をしたいなという思いがあり、そういう意味では良い職種かなと思います。

もともと僕は、調理師をやっていた頃から、工夫していく作業やプロセスを組み立てるのが好きだったので、新しい技術や青年土地家屋調査士会(以下「青調会」)の先輩方から教わったことを取り入れながら、自分なりに確立できたりすると、すごく面白いです。

直面する課題は、例えば5号道路なのに幅員3.998mしかないとか、どうしたらいいのかわからないような測量図があったり、そういうやるせなさを反面教師として、自分がそのような測量図を書かないようにと思っています。また、土地家屋調査士以外の法律の勉強もしたいと思っています。例えば、農地法や都市計画法、建築基準法、あと税務関係ですね。今現在、建築メーカーさんとの付き合いが多いので、建てられるかどうかの検討で他では断られたというような案件を、僕だったら建てられるように提案できますって、目標としてはそのぐらいスキルを持つ土地家屋調査士になりたいです。

弓場会員：個人事業主の皆さんに言えることなのかもしれないのですが、受けた報酬も責任も全部自分のものになることに魅力があると思います。自分の作った図面、申請書、報告書だとか、全部自分の名前として残るということも、魅力の一つであると思います。

直面する課題としましては、補助者としての期間

が長かったため、これまで部分的には仕事をしてきましたが、登録すると0から100まで自分でやらなければいけない。となると、測定の効率化、重ね図や画地技法の最適化、そういうところに今の自分の課題があると思います。

新しい技術や手法について

北條：今すでに使っている、あるいはこれから取り入れたい新しい技術などありますか。

加藤会員：今導入しているのは、LidarSLAMと呼ばれる手持ち型のレーザースキャナです。例えば、距離のあるアスファルト舗装のラインを図面に出してほしいと言われたときに、測量を短時間で終わらせて、早く図面を納品する方がお客さんにも喜んでもらえるようになっていうところで、レーザースキャナがすごく役に立っています。レーザースキャナは誤差が数センチ出ることがあるので、問題がないことを確認した上で使っていく必要はあるのですけれども。僕は特に一人で測量をやっていて、そのワンマン測量にもある程度限界があるので、そういった新しい技術も活用しながらお客さんのニーズに応えたいなとは思っていますね。

中沢会員：ドローンレーザを農地や山などの測量に使用してます。開発をするためにドローンレーザのデータが欲しいし、境界確定もしてほしいという依頼もあります。

パソコン上で3Dのバーチャル立会いをする事例もあります。地形形状が見られて、それに公図のテクスチャーを貼ることができるので、なんとなくこの尾根沿いが線ですよって。俯瞰で見たり、ズームしたり、点群で木なども残るので、植生界で見たりとか、そういう使い方ですね。

せっかく会社が近く隣にあって機械もある、ドローンレーザとかあるので、そういうのを使って、先進的な取り組みとしてやっていければいいかなと思っています。挑戦したいというところで言えば、大きいところは、じゃあ中沢さんにとってももらえるぐらいになりたいなと思っていますね。

土地家屋調査士としての抱負

北條：土地家屋調査士としての今後の抱負などをお聞かせください。

中沢会員：今後の目標とビジョンというところでは、まず土地家屋調査士の仕事の認知度が上がって

ほしいなっていると思います。実際は、高額な器械やCADも使っているし、体も使うし、頭も使う。例えば、費用面についても、土地家屋調査士の認知度アップという意味も含めて周知されると、僕らも仕事がしやすいのかなと思っています。

弓場会員：挑戦したいことは、やっぱり駆け出しの身でもあるのですが、臆せず案件一つ一つに真摯に取り組んでいきたいと思っています。

加藤会員：今後のビジョンとしては、まずは仕事をお断りしなくてもよい環境を整えることです。いただいたご依頼を一つひとつ迅速かつ丁寧に対応し、困っている方がいれば、できる限り力になれるような余力を常に持っていたいと考えています。

そのような体制を維持しながら、さまざまな経験を積み重ね、一つでも多くのご依頼に対応できる土地家屋調査士として成長していきたいと思っています。

林会員：長野県は、例えば、山林が多く林業が盛んで、外国人の方が多く滞在されているなどの特色があります。そういった特色を土地家屋調査士業務の開拓にも生かせるのではないかと考えています。また、街区補助点が廃止される昨今の状況を鑑みて、基準点整備を会として取り組むなど、新しく土地家屋調査士になった人たちのためのスタートアップのような状態を築くような仕組みが作れたら面白いかなと思います。

胤森会員：土地家屋調査士の仕事は総合力が求められると思います。交渉力も必要ですし、もちろん体力も必要です。まずは、仕事に慣れて一通りのことをゴールまで持っていけるようにしたいと思っています。

また、業務の取り扱いの仕方が地域ごとで違う点もあろうかと思いますが、意見交換の場ってというのはすごく貴重な機会だと思っています。青調会などでもそういう機会を持てればと思っています。

インタビューを終えて

インタビューから本稿掲載までの期間に、インタビューを受けられた5名の方々それぞれに経験を積み意識の変化もあったのではないかと思います。今回5名の新人土地家屋調査士のリアルな声をお届けしました。私自身、入会当時の初心を思い起こすとともに、自らの業務を振り返るよい機会となりました。また、新技術の活用についての話にも刺激を受け、積極的に取り入れていきたいと考えました。

広報員 北條 誠治(長野会)取材・文

令和8年度

日調連有料ウェブ研修会

登記所備付地図データ（地図XML）
の業務への活用法とG空間社会の未来【仮】

【教科書には載っていない、GISの最先端】
GIS研究の第一人者であり、総務省アドバイザーも務める
エキスパート。地番図作成の実務経験に裏打ちされた
「理論と実践」から、業務を進化させる本講義は必見。

開催日 令和8年

10・9金 13:30 - 16:30

受講料：2,000円 受講方法：ライブ配信



講師 福井県立大学教授
青木和人 氏

主な著書・論文

- ・『はじめての地理院地図: 地図学習・防災学習に使う』
- ・『オープンデータとQGISでゼロからはじめる地図づくり』
- ・『使ってみよう地理院地図』・『地図の事典』 ほか多数



「GISを使いたいけど、どこから手をつければいいかわからない方も安心」

manaable



お申し込みは、manaableにて受付予定

主催：日本土地家屋調査士会連合会

第41回

写真コンクール 開催

日本土地家屋調査士会連合会及び共済会では、親睦事業の一つとして、恒例の写真コンクールを開催し、全国からお寄せいただいた作品の中から、入賞・入選作品が第83回定時総会会場に展示され、総会に華を添えました。

今回も、第40回と同様「調査士ノ目線部門」と「自由部門」の二部門で募集を行ったところ、たくさんのご応募をいただきました。

趣深い観点から審査いただいた写真家の太田真三氏に、各入賞作品の選評をいただきましたので、ご紹介いたします。

入賞、入選及び佳作作品の一部は、本誌「土地家屋調査士」の表紙に採用させていただきます。皆様も是非とも次回コンクールに参加して、ご自身の写真で会報を飾っていただけるのはいかがでしょうか。

今回の写真コンクールにご応募された全ての方々に感謝申し上げますとともに、次回も多くの方からのご応募を心からお待ちしております。



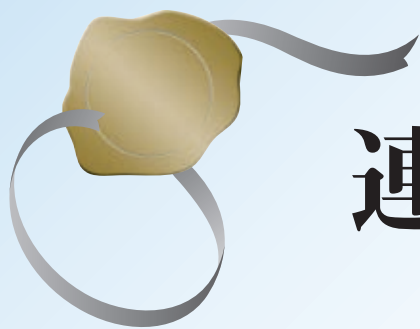
総 評

今回41回目を迎えました写真コンクールですが、応募総数359点と昨年に比べて三割近く増え、その作品の腕前も確実にアップしていることは、喜ばしいことです。そして、同時に選ぶ側からすると上位入賞候補が多く、選考に苦心した次第です。

昨年同様、各賞の選考には、連合会長及び共済会長に加わっていただき、全ての応募作品に目を通した上で、各賞を選考させていただきました。このコンクールの特徴である「調査士ノ目線部門」には、今回も力作が多く、大自然を背景に作業をされている様子や測量機器にお子さんを登場させたり、思わず微笑んでしまう応募作品を見て楽しく選考ができたことは、この部門ならではのだと思います。自由部門は、大きく分けて自然風景と人物そしてペットを含めた動物の写真になりますが、いずれも見ごたえがありました。

次回以降のこの催しがますます盛大になることでしょう。

審査員 太田 真三氏(日本写真家協会会員)



連合会長賞

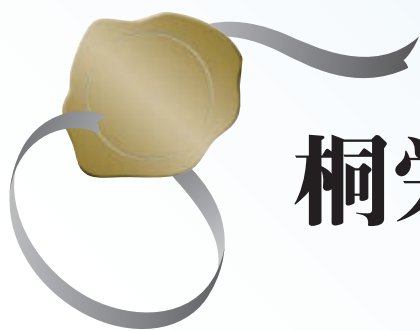


「かまえ～、うて～」

堀家 誠人(香川会)

お祭りにおける一コマでしょうか、火縄銃を撃つ瞬間を捉えた素晴らしい写真です。

この写真が成功している要点として、望遠レンズを上手く使い火縄銃を大きく写したことにより、背景のボケ具合が鎧兜を身に着けた勇ましい武将を引き立たせていることです。そして、銃口と火皿から激しく噴き出す火炎を強調できたことが迫力のある作品になりました。



桐栄サービス賞



「NO MORE 境界問題」

林 資祐(埼玉会)

思わず微笑んでしまう写真です。測量作業中に突然の雨をやり過ごすため、計測器に雨合羽を被せたのでしょうか。将来こんなロボットの登場が予感されそうな作品です。面白い風景に出会ったら迷わず先ず写しておくことが大切ですね。

調査士ノ目線部門

金賞



「夏空の境界、豪雨を呼ぶ雲」

瀬口 蔵弘(山口会)

土地家屋調査士の皆さんの仕事を雄大な積乱雲を背景に捉えた何ともダイナミックな写真です。この写真から土地家屋調査士の皆さんが自然を相手に酷暑や極寒を厭わず屋外でご苦労されていることが一枚の写真で十分に表現されています。

自由部門

金賞



「朝食ゲット！」

神長 恵子(茨城会)

野鳥のノビタキがトンボを捉えた瞬間の写真です！

超望遠レンズを駆使したこの写真は、背景のピンク色の花によって地味な羽色のノビタキが写真から飛び出すように上手く表現されています。また、羽の先が少しブレていることによって、躍動感が強調された見事な写真です。

銀賞



「見習い調査士、出動！」

岩切 和弘(宮崎会)

本当にお手伝いしているような可愛らしいお子さんですね。

町を歩いていると土地家屋調査士の皆さん方が二人一組でこのような作業をされていることを目にする機会が多くありますが、こんなパートナーでしたら素敵ですね。お子さんの背に合わせ低いアングルで撮影したことが構図と相まって良い写真となりました。

きっと将来は、立派な跡継ぎとして活躍されることでしょう！

自由部門

銀賞



「初めての桜」

菅原 暢文(山形会)

何とも微笑ましい写真ですね。

望遠レンズを上手く使い満開の桜を親子の手前と直ぐ近くに、また奥にも配置することにより立体感あふれる作品となりました。その上赤ちゃんとお母さんが見つめあう素晴らしい表情を捉えることができたのが何よりです。親子の顔に直接太陽の光線が当たらない場所を選んだことも成功の秘訣です。今後も親子の成長の記録を撮り続けてください。

自由部門

銀賞



「どこかで見た『あるロードショー』の風景」

十川 麻未(愛媛会)

沈む夕日の写真は、ロマンチックで多くのカメラマンが被写体として好む景色ですが、手前に人物を配置することによって写真に物語が生まれ、それが映画の一場面を思い起こされる絵になっています。

多くの人物がシルエットになっていて、色々なストーリーが連想されますね。この写真を撮る時に、海の近くのこの人たちと同じ場所に行って海越しの夕日の景色を写してしまいそうですが、少し下がつて人物を入れたのが成功しました。



自由部門

銅賞

「京都嵐山の鯉のぼりと綺麗な水槽」

小泉 晋(東京会)

何とも幻想的な美しい写真です。
窓辺に並べられた水槽と風に煽られたのぼりを上下対象となるように下半分テーブルに写り込ませたアイディアが秀逸です。
嵐山祐斎亭で写した写真でしょうか、窓越しに美しい新緑が眺められる名所ですが、上手にこの名所を捉えました。



自由部門

銅賞

「その先、神域」

塚田 昌英(茨城会)

神域の神々しさを朝の光と霧を上手に使うことによって表現できました！ 見た人が感動する風景写真は、そのほとんどが太陽が出入りする時間に撮られていることが多く、それは斜めの光によって写真に立体感が出て、見た人を感動させるからです。日の出、日の入の時間に傑作が生まれることを忘れないで、皆さんも素晴らしい写真を撮ってください。

自由部門

銅賞

「去年の夏」

平野 肇(愛知会)

逆光を上手に利用して立体感溢れるお子さんの可愛い写真です。
写真のテクニックも勿論ですが、毎回素晴らしいプリントで応募されていて、お名前を見なくてもそのプリントで作者を判断できるほどです。このような方が居るご家族は、良い写真がたくさんあり幸せですね。



入選

林 由美	埼玉会	じじ&まご	電車の旅
樋口 瑞保	日調連	三銃士	
小林 邦久	長野会	米寿のお祝い	
鳴原 孟志	栃木会	火の舞	
岩野 弘	新潟会	夕日とともに	
松原 多華	大阪会	橋城の彼方に	
今居 達也	滋賀会	ゆきだるまさん、どうぞ	
吉川 伸一	鹿児島会	あまてらす鉄道とシャボン玉	

佳作

加藤 大輔	埼玉会	イロハモミジの絨毯
萩原 百栄	千葉会	本気の泥遊び
酒井 望愛	大阪会	サイダー
古尾 圭一	三重会	のど渴いたよ！！
毛利 至	宮城会	Memory…秋
佐藤 栄子	福島会	従姉妹が増えたよ！
小川 龍明	高知会	空に舞う
島谷 里奈	愛媛会	夕暮れ時の花火

令和8年度土地家屋調査士新人研修のお知らせ

日本土地家屋調査士会連合会

令和8年度土地家屋調査士新人研修を下記のとおり予定しております。

記

1 開催概要

本研修は、日本土地家屋調査士会連合会が行うeラーニング研修(中央研修)とブロック協議会が行う集合研修(ブロック研修)の二部構成で実施します。

2 研修概要

(1) eラーニング研修(中央研修)

当連合会が提供する研修管理システム「manaable (マナブル)」で次の視聴期間内に講義動画(10時間程度)を視聴していただく研修です。

① 実施日程(視聴期間)

令和8年11月16日(月)午前0時から

12月15日(火)午後11時59分まで

② 会場(受講場所)

各自の事務所及び自宅等

※manaableの利用登録については、次のURL又はQRコード(当連合会ウェブサイトにある研修ポータルサイト)へ移動していただき、一般研修からmanaableのアイコンを選択すると登録できます。

連合会ウェブサイトホーム>研修ポータルサイト>一般研修>研修プラットホームmanaable

URL https://www.chosashi.or.jp/kenshu_portal/portal.html



QRコード

(2) 集合研修(ブロック研修)

全国の8つのブロックの協議会で実施する集合研修において、講義の受講及びグループ討論・発表等を行っていただく研修です。

なお、会場の詳細等につきましては、所属する土地家屋調査士会又はブロック協議会から別途案内されます。

[実施日程及び会場(予定)]

関東ブロック協議会	令和9年2月7日(日)、8日(月)	茨城県内
近畿ブロック協議会	令和9年2月27日(土)、28日(日)	大阪府内
中部ブロック協議会	令和9年1月29日(金)、30日(土)	愛知県内
中国ブロック協議会	令和9年2月12日(金)、13日(土)	広島県内

九州ブロック協議会	令和9年2月7日(日)、8日(月)	福岡県内
東北ブロック協議会	令和9年2月14日(日)～16日(火)	福島県内
北海道ブロック協議会	令和9年3月4日(木)、5日(金)	北海道札幌市内
四国ブロック協議会	令和9年2月19日(金)、20日(土)	香川県内

3 受講対象者

本研修の受講対象者は、新人研修未修了の会員とし、原則として登録後おおむね1年以内の会員とします。

本研修においては、令和8年10月1日までに登録された会員のうち、新人研修を修了していない全ての会員となります。

4 必要書類の提出先

所属する土地家屋調査士会に提出してください。

提出期間及び方法につきましては、所属する土地家屋調査士会にお問合せください。

第20回 全国青年土地家屋調査士大会 in OKAYAMA

全国青年土地家屋調査士大会、2026年秋は晴れの国岡山で！

2026年、土地家屋調査士業界の若手が一堂に会する年に一度のビッグイベント「第20回全国青年土地家屋調査士大会」が、晴れの国、岡山県で開催されます。第20回という節目の重要な大会のホストを務めさせていただくのが、発足以来若手土地家屋調査士との交流と育成を支えてきました岡山県青年土地家屋調査士会です。全国の若き専門家達が集うこの祭典は、知識交換や交流により、未来への活力を得るための絶好の機会となります。

メインテーマ「20歳の基準点から未来を拓く」
サブテーマ「越境～技術・人・なりわいの境を越える～」

第20回全国大会、人で例えるなら成人になる年になります。本大会では、今までの20年を振り返り現在を知ること、これからの20年を考える大会にしたいと考えています。本大会は、以下の3部構成です。第1部(過去)では、これまでの全国大会の歩みを振り返ります。第2部(現在)では、技術・人・なりわいをテーマに、全国各地の土地家屋調査士をパネラーとしてお招きし、パネルディスカッション形式で熱く語り合います。第3部(未来)では、これからの土地家屋調査士がどのように未来を切り拓いていくべきかを掘り下げ、業界変革のあらたな座標を観測する場としたいと考えています。

前日は、ホテルグラン・ココエ倉敷でプレイベントを開催します。歴史的な街並み、世界的なアート、そしてものづくりの伝統が融合した、日本屈指の魅力を持つ観光都市です。ぜひとも前日からご参加いただき、多くの皆さんと交流を深めていただけたらと思います。



大会日程・お問合せ先

本大会日程 令和8年10月3日(土) 13:30～
会場 アークホテル岡山(岡山駅徒歩7分)

前日プレイベント 令和8年10月2日(金) 14:00～
会場 ホテルグラン・ココエ倉敷

お申し込み先 <https://20thseicho.vercel.app/>
またはQRコード

お問合せ先 contact@okayama-seichou.jp
(岡山県青年土地家屋調査士会)

青年土地家屋調査士会への所属の有無を問わず、多くの皆様のご参加を募っております。全国各地の同志と親交を深め、新たな繋がりを築く貴重な機会となりますので、皆様の奮ってのご参加を心よりお待ちしております。

参加者大募集

お申込み・詳細はこちら



連合会長

岡田潤一郎の水道橋通信



6月16日
～7月15日

先日、水道橋の交差点で信号待ちをしていると、すぐ後ろから「チャッピーは一生の友達だわ!」「チャッピーのいない毎日なんて考えられないわ!」と話している女子学生らしき二人組の会話が耳に入って来た。「へー、東京ドームでチャッピーってアイドルがライブでもやってるのかな?」と聞き流しつつ青信号に変わった横断歩道を半分ほど来たところでやっと気が付いた。「チャッピーって生成AIのチャットGPTの事ではないのか?!」自身の時代遅れ具合に腰が抜ける思いが襲って来ると同時に「生成AIが一生の友達って、どうなん?共に語り、共に悩み、共に涙する関係こそが生涯の友だろう!」という昭和人間代表の声も発したい気分であった。そんな事もあって、当「水道橋通信」は、いまだチャッピー等の生成AIのお世話にならずに発信を続けている。

6月

16日 第83回定時総会議事運営等の打合せ

この日の午後から開催する定時総会に向けて、過去最多と思われる78項目に及ぶ質問・要望事項が届いていることも踏まえ、入念に打合せを実施。

16、17日 第83回定時総会

定時総会に向かう感覚は、会長として何度経験しても緊張の極みである。この1年間の会務運営と制度の進歩を胸に、執行部一丸となって定時総会に臨む。

18日 日本司法書士会連合会 第91回定時総会懇親会—司法書士制度推進の集い

日司連の総会後の懇親会に出席。日司連の歴代会長及び旧知の役員の皆さんと親しく懇談するとともに、情報交換をさせていただいた。

19日 日本地図センター 定時評議員会

日調連会長として日本地図センターの評議員を務めており、この日は定時評議員会に出席。日本地図センターでは、地理教育にも力を注いでおり資格者団体としても参考にさせていただくべき取組が多いと感じる。

19日 制度対策本部打合せ(予算・政策要望に関する打合せ)

土地家屋調査士制度と国民生活の融合を橋渡ししていただくための予算要望・政策要望に関して取りまとめるべく、打合せを行う。

22日 日本ADR協会第19回評議員会(定時)及び第20回評議員会(臨時)(電子会議)

日本ADR協会も日調連会長として評議員を務めている。私からはODRに関する情報共有と活用方策に関してご意見を申し上げたところである。

23日 日本測量協会 定時総会懇親会

この時期は、関連団体の定時総会も目白押しである。日測協の総会においても、清水会長をはじめとする多くの先生方に日頃のお礼を込めて挨拶をさせていただいた。

24日 予算・政策要望書の取りまとめ

19日に引き続き、国への予算要望・政策要望に関して担当役員とともに取りまとめを行う。

26日 中国ブロック協議会第69回定例総会

台風が接近する中、中国ブロック協議会の総会に出席するため、山口市に向かう。祝辞において、日調連の会務運営に対する協力に感謝をお伝えさせていただくとともに、激動する経済環境に対応していく必要性をお話しさせていただいた。

30日 全国社会保険労務士会連合会令和8年度通常総会及び全国社会保険労務士政治連盟定期大会後の懇親会

全社連の総会は、例年、皇居のお堀のすぐそばのホテルで開催される。役員の皆さんにご挨拶して回るとともに、多くの来賓の方々にも日頃からの感謝をお伝えさせていただいた。

7月

1日 弁理士の日記念祝賀会

弁理士の日記念祝賀会に出席するため、二日連続で、皇居のお堀のすぐそばのホテルに向かう。数多くの国会議員の方々が次々にご登壇され、その重厚感に感心しつつ、多くの皆さまとご挨拶をさせていただいた。

2日 全国土地家屋調査士政治連盟 第2回幹部会 (電子会議)

全調政連の幹部会が電子会議で開催され、私もリモートで参加させていただいた。日調連と全調政連の連動こそが制度の未来を切り拓く力となり、様々な事象を共有すべく、ご挨拶させていただいた。

3日 中部ブロック協議会 令和8年度定時総会

中部ブロック協議会の総会は、福井市で開催。北陸新幹線が延伸し、福井駅前が大きく変貌していることを実感。日調連の会務運営に対する協力に感謝をお伝えさせていただくとともに、頻発する自然災害に対して平時から有事への備えこそが資格者としての責務である旨をお話しさせていただいた。

5日 第21回土地家屋調査士特別研修 講師説明会

21回目を迎える、土地家屋調査士特別研修の講師

を務めてくださる先生方の説明会に出席し、ご協力に御礼申し上げるとともに、ご挨拶をさせていただいた。

8日 法務省法務総合研究所との打合せ

法務省法務総合研究所国際協力部から法務教官の方が来所され、会長室において土地家屋調査士総合研究所長及び担当役員とともに対応させていただく。

10、11日 関東ブロック協議会第72回定例総会

本年の関東ブロック協議会総会は、埼玉県さいたま市で開催。関東11会から参集された役員・会員の皆さんへは、制度の歴史的背景と最新情報を共有することが、新時代を拓く原動力となる旨をお伝えさせていただいた。

15日 第5回正副会長会議

全ての副会長、専務理事、常務理事、総務部長に集合してもらい、各部署における総会後の対応及び喫緊の課題等を整理。

15、16日 第4回常任理事会

定時総会終了後、初めてとなる常任理事会を招集。現執行部として折り返しを過ぎ、ここからが正念場であり、全員でしっかりと前を向いて会務に携わることを確認。

6月

16、17日

○第83回定時総会

- 第1号議案 (イ) 令和7年度一般会計収入支出
決算報告承認の件
(ロ) 令和7年度特別会計収入支出
決算報告承認の件
第2号議案 令和8年度事業計画(案) 審議の件
第3号議案 (イ) 令和8年度一般会計収入支出
予算(案) 審議の件
(ロ) 令和8年度特別会計収入支出
予算(案) 審議の件

18日

○第1回日調連ADRセンター会議(電子会議)

<協議事項>

- 1 土地家屋調査士会「境界問題相談センター」
規則モデルの一部改正(案)について
- 2 実用型ODRのマニュアル(案)について

24、25日

○第3回業務部会

<協議事項>

- 1 法務省地図XMLデータに基づく不動産登
記法第14条第4項地図街区単位修正事業に
ついて
- 2 地積測量図XMLについて
- 3 日本土地家屋調査士会連合会会則施行規則
の一部改正(案)について
- 4 筆界調査委員、所有者探索委員(件数及び筆
数)並びに財産管理人に関するアンケート
について
- 5 業務関連文書の共有について
- 6 全日本不動産協会との事業提携基本協定書
に基づく取組について
- 7 筆界確認図の社会的浸透を図るための広報
活動について
- 8 筆界特定制度について
- 9 登記基準点について
- 10 調査士カルテMapについて

7月

1、2日

○第7回社会事業部会

<協議事項>

- 1 境界の確認を目的とする所有者不明土地管
理制度の手引(案)について
- 2 境界の確認を目的とする所有者不明土地管
理制度における土地家屋調査士活用のパン
フレットについて

- 3 日本土地家屋調査士会連合会大規模災害復
興支援対策に関する規則及び日本土地家屋
調査士会連合会大規模災害復興支援対策に
関する規則運用細則の一部改正(案)につい
て
- 4 土地家屋調査士会「境界問題相談センター」
規則モデルの一部改正(案)について
- 5 令和8年度の社会事業部事業の執行計画に
ついて

○第1回総務部会

<協議事項>

- 1 令和8年度総務部事業の執行計画について
- 2 土地家屋調査士法人について
- 3 綱紀案件に関する意見交換会の開催につい
て
- 4 日調連関係規則等整備PT及び広域監視対
策室の委員の選任について
- 5 土地家屋調査士登録事務取扱規程付録様式
の一部改正(案)について
- 6 土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人の
登録事務における手数料について
- 7 日本土地家屋調査士会連合会役員選任規則
第2条に規定する役員及び予備監事の数並
びに同規則第2条の2に規定する理事、監
事及び予備監事の候補者の数等について
- 8 日本土地家屋調査士会連合会各種委員会規
則の一部改正(案)について
- 9 役職員研修について
- 10 令和8年度第1回全国ブロック協議会会長
会の運営等について
- 11 令和8年度第1回全国会長会議の運営等につ
いて

7日

○第1回土地家屋調査士の登録の取消しに係る
聴聞期日

8日

○第2回会報「土地家屋調査士」編集会議(電子
会議)

<協議事項>

- 1 8月号の編集状況について
- 2 9月号以降の掲載記事について
- 3 表紙写真の選定について

9日

○第3回広報部会

<協議事項>

- 1 令和8年度のウェブコンテンツの作成について

- 2 こども霞が関見学デーへの対応について
- 3 令和8年度の広報ツールの作成又は活用について
- 4 令和8年度の「土地家屋調査士の日」に関する啓発活動について
- 5 受験者の拡大に向けた活動について
- 6 会報の編集及び発行について

○第2回財務部会

<協議事項>

- 1 中長期的な財政計画の検討について
- 2 日本土地家屋調査士会連合会旅費規程、日本土地家屋調査士会連合会役員等給与規程及び専務理事等の役員手当等の特例について
- 3 令和9年度予算(案)の策定方針について

15日

○第5回正副会長会議

<協議事項>

- 1 第4回常任理事会審議事項及び協議事項の対応について

15、16日

○第4回常任理事会

<審議事項>

- 1 令和9年春の叙勲及び褒章候補者の推薦について
- 2 各種委員会委員等の選任について
- 3 日本土地家屋調査士会連合会各種委員会規

則の一部改正(案)について

- 4 日本土地家屋調査士会連合会会則施行規則の一部改正(案)等について

<協議事項>

- 1 各土地家屋調査士会への事業助成について
- 2 日本土地家屋調査士会連合会役員等選任規則第2条に規定する役員及び予備監事の数並びに同規則第2条の2に規定する理事、監事及び予備監事の候補者の数等について
- 3 土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人の登録事務における手数料について
- 4 日本土地家屋調査士会連合会旅費規程、日本土地家屋調査士会連合会役員等給与規程及び専務理事等の役員手当等の特例について
- 5 筆界確認図の社会的浸透を図るための広報活動について
- 6 土地家屋調査士特別研修の実施に係る公益財団法人日弁連法務研究財団との委託契約の更新について
- 7 土地家屋調査士新人研修実施要領の一部改正(案)について
- 8 土地家屋調査士会「境界問題相談センター」規則モデルの一部改正(案)について
- 9 境界の確認を目的とする所有者不明土地管理制度における土地家屋調査士活用のパンフレット(案)について
- 10 令和8年度第1回全国ブロック協議会会長会の運営等について
- 11 令和8年度第1回全国会長会議の運営等について

発信文書の詳細につきましては、所属の土地家屋調査士会へお問合せください。

月日	標 題
6月17日	国民年金基金の制度広報における「令和8年度夏季特別加入促進キャンペーン」(8月から10月まで)に係る協力方について(依頼)
6月18日	令和8年度土地家屋調査士新人研修の実施における事務手続について(お願い)
6月19日	第21回土地家屋調査士特別研修受講者用の土地家屋調査士特別研修過去問集の配布について(お願い)
6月23日	令和8年度日本土地家屋調査士会連合会長表彰状等の受賞者名簿の送付について
6月23日	令和8年度地籍整備推進調査費補助金(民間事業者等直接交付分)(第2回)の募集開始について(通知)
6月25日	令和9年1月以降の給与所得の源泉徴収票の提出方法の改正に係るリーフレットの周知について(依頼)
6月26日	令和8年度国有農地等測量・境界確定促進委託事業について(お知らせ)
6月26日	第41回写真コンクールの結果について(お知らせ)
7月3日	土地家屋調査士手帳の頒布について(案内)
7月8日	申請用総合ソフトのバージョンアップ(9.1A→9.2A)及びかんたん登記・供託申請にて申請書を送信した場合に署名検証エラーとなる事象等について(お知らせ)
7月8日	日本地籍学会令和8年度総会及び研究発表会の開催について(お知らせ)
7月8日	日本地籍学会令和8年度総会及び研究発表会のCPDポイントについて(通知)
7月8日	日本土地家屋調査士会連合会会則施行規則第17条の3に規定する領収証における当連合会の名称の記載について(お願い)
7月10日	第76回“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～に対する協力及び「保護観察官による更生保護出張講座」の実施について(連絡)
7月13日	土地家屋調査士会長を装い個人情報の提供を求める迷惑メールについて(お知らせ)
7月13日	令和8年度土地家屋調査士新人研修の運営等に係る説明会に関する連絡事項について(お願い)

土地家屋調査士名簿の登録関係

土地家屋調査士法(昭和25年法律第228号)第18条の規定により土地家屋調査士名簿に登録をした者、登録の取消しをした者及びADR認定土地家屋調査士の登録をした者を次のとおり掲載する。

登録

令和8年6月1日付け

東京 8485 石橋 明宏
東京 8486 五月女昌嵩
東京 8487 栗田 修一
神奈川 3299 藤野 隆次
埼玉 2868 牟田口 寛
千葉 2317 武井紗綾香
群馬 1127 山ノ内直也
静岡 1898 久米 宙輝
新潟 2260 村尾 智勇
大阪 3538 谷口 翔子
大阪 3539 西明寺郁乃
大阪 3540 金澤 直毅
兵庫 2620 亀井 義記
愛知 3219 宇野 るり
福岡 2488 石津 彰久
福岡 2489 高橋 將太
大分 877 武本 璃来
熊本 1268 藤堂乃夫宏

令和8年6月10日付け

東京 8488 木村龍多郎
埼玉 2869 伊藤 麗樹
福岡 2490 森田 浩平

令和8年6月22日付け

東京 8489 栗辻 悠太
東京 8490 丸山 輝
鹿児島 1141 岡崎 祥太

登録取消し

令和5年12月18日付け

東京 5342 志賀 通

令和8年3月2日付け

千葉 1649 高橋 一修

令和8年3月18日付け

静岡 1294 伊藤 公則

令和8年4月8日付け

三重 545 森田 久雄

令和8年4月9日付け

熊本 1139 古賀 晃

令和8年4月12日付け

愛知 2154 松田 法治

令和8年4月16日付け

茨城 1095 長谷川 隆

令和8年4月17日付け

札幌 747 西田 敏之

令和8年4月28日付け

兵庫 169 平野 文昭

令和8年5月6日付け

佐賀 520 石丸 義博

令和8年6月1日付け

大阪 2825 母倉 龍彦
兵庫 1723 木村 高幸
鹿児島 960 井原 幸喜

令和8年6月10日付け

埼玉 1419 桑原 繁
大阪 1729 吉森 啓夫
三重 831 光岡 載和
岡山 1244 片山 誠
岡山 1373 河本 晃征

鳥取 423 松島 浩之

令和8年6月22日付け

東京 6463 山崎 進
東京 7692 渡辺 良市
神奈川 3240 竹下 知花
滋賀 119 東野弥余男
宮城 625 森 徹
宮城 661 武藤 紘資
福島 1313 景山 宏喜
徳島 339 吉崎 章

ADR認定土地家屋調査士の登録

令和8年6月1日付け

東京 8469 四方 佳奈
広島 1918 中尾 雅寛

令和8年6月10日付け

神奈川 2949 境 恵子

令和8年6月22日付け

静岡 1882 原 国太郎
青森 796 古川 憲子

お知らせ

土地家屋調査士2027年オリジナルカレンダー

今回からお申し込み方法が新しくなります。

長年、FAXでご注文を承っていましたが今回から「ご注文特設サイト」によるお申し込み受付に変更させていただきます。つきましては、下記サイト URL または二次元コードから「ご注文特設サイト」へアクセスの上、ご購入手続きをお願いいたします。



日本海山潮陸図

図:石川流宣 出版者:相模屋太兵衛

出版:元禄4年(1691)

画像:国立国会図書館デジタルコレクションより

「土地家屋調査士カレンダー」は毎年好評につき2027年版も販売いたします。「ご注文特設サイト」からお申込みください。

タイプ	Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ
価格	シンボルマークのみ 1本 800円(税別)	調査士会名入り 1本 1,000円(税別)	調査士会名+個人事務所名入り 1本 1,200円(税別)
販売ロット	1本から	50本以上	50本以上
申込締切	2026年8月31日(月)		
納品予定	2026年10月下旬		
仕様	H530mm×W380mm・13枚綴り・紙製ヘッダー		

お申込み
締切り

2026年
8月31日(月)

お申込みにあたって

- ご注文特設サイトで必要事項をご入力いただき、ご購入下さい。
商品は3タイプからお選びいただけます。
- ネーム入りの文字色はスミ(黒)、書体は統一とさせていただきます。左記の(ネーム入れ例)参照ください。昨年と同じネーム入れの場合は、総額から2,100円割引します。
- 商品の発送料については誠に恐れ入りますが申込者のご負担となります。
- 商品は2026年10月下旬頃お届けできる予定です。その際に、商品代金および発送料を配達員にお支払いください(代金引換えお届け)。
- 送料は料金改定などにより変更する場合がございます。

- 送料＝梱包1箱あたりの料金×梱包箱数
・梱包1箱あたり1本～50本まで入ります。

送料(梱包1箱あたり) ※代引手数料を含む		
Aタイプ 5本以下	Aタイプ6本以上/Bタイプ/Cタイプ	
全国一律	北海道、沖縄、離島	それ以外の地域
1,500円	3,500円	2,000円

※消費税別

大毎広告株式会社 TEL 06-6467-8948

〒550-0002 大阪市西区江戸堀1-6-10 肥後橋渡辺ビル7階 カレンダー担当/葉山・松本

土地家屋調査士会 2027年オリジナルカレンダーの ご注文はWEBでお願いします

下記URLまたは二次元コードからご注文特設サイトにお進みください

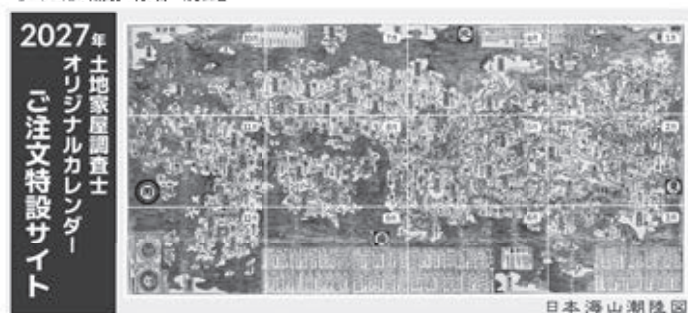
<https://tochikaoku-calendar.com>



- ・ご注文特設サイトで必要事項をご入力の上、お申し込みください。
- ・お申し込み完了後、ご注文確認メールをお送りいたします。

土地家屋調査士2027年オリジナルカレンダー

【お申し込み期間】6月1日～8月31日



買ご注文はこちらから



※ご注文特設サイトイメージ



「新豆腐」

深谷 健吾

口中に風味広がる新豆腐
風鈴を揺らして走る市電かな
片蔭の坂を電動車椅子
青臭き草を草刈り籠に詰める

当季雑詠

深谷 健吾 選

茨城 島田 操

晴れ一日使ひ切つたる麦の秋
此の暑さ耐へる気力や九十路
晩年といへど矍鑠夏帽子
手に取れど寡黙なりけり蝸牛

岐阜 堀越 貞有

帰省子と肩組み唄ふ校歌かな
でこぼこの道ぬけ祖父の墓参り
自転車に上手に乗れて秋はじめ
秋の蚊をあはれと思ふ齡かな

兵庫 小林 昌三

小遣ひも肉も用意し子供の日
しゅつとしたツバクロなりや天を裂く
鹿児島 田代 悦哉
紫衣纏う日向に匂ふ藤の花
階段下一輪秘か君子蘭

今月の作品から

深谷 健吾

島田 操

此の暑さ耐へる気力や九十路

「暑さ」は、夏の季語「暑し」の傍題。三夏

を通じて暑さはそれぞれだが、梅雨が明け、盛夏になって感じる暑さは殊に印象的である。「此の暑さ」とは、炎暑・酷暑のことか。「九十路」は「このそち」と読み、九十歳という意味の言葉。「気力」とは、物事をなすにげようとする精神的な力や、困難に負けずにやり通す強い意志のこと。高齢化に伴い、気力が低下し無気力な状態になってゆくの一般的である。提句は、作者の胸の内を詠みこんだ素晴らしい、敬服の一句である。

堀越 貞有

帰省子と肩組み唄ふ校歌かな

「帰省子」とは、夏の季語「帰省」の傍題。故郷を離れている学生や会社員が長期の休みを利用して、郷里に帰ること。俳句では、夏休みの帰省をさすことから夏の季語とするが、実際に帰省がピークを迎えるのは、八月半ばの月遅れの盆前後の秋である。提句は、帰省時の夏の風物詩である同窓会の光景を詠んだ一句か。久しぶりに会う友だちもいて、食べて・飲んで・話して有意義な時間を過ごし、最後は、皆で定番の校歌を唄ってお開きとする。郷里の友情の有難さをお互いに感じ合う心情を詠みこんだ佳句である。

小林 昌三

小遣ひも肉も用意し子供の日

「子供の日」は、夏の季語。五月五日。国民の祝日の一つで、かつての端午の節句。子供の人格を尊重し、子供の幸福を図る目

的で昭和二十三年に制定された。今の世の子供の日は何かと大変で、お小遣いと食事は定番だが、子供の大好きな焼肉と決まり、親は買い出しに大忙し。親にとつては、何よりも子供の成長が楽しみである。夕食時の一家団欒の焼肉パーティーの光景を写真した佳句である。

田代 悦哉

紫衣纏う日向に匂ふ藤の花

「藤の花」とは、春の季語「藤」の傍題。『福岡県八女市の黒木の大藤に観光での俳句です。高貴な紫色の衣を着た藤の花の匂いは陽を浴びて古風な感じが近くの菓子店での思い出。』の説明文の添書がありました。

【投稿方法】

◆所属の土地家屋調査士会名

◆俳号

◆俳句（二〇三〜五句程度）

◆以上をお書きの上、次のいずれかの方法によりお寄せください。

郵便…〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町一丁目2番10号

日本土地家屋調査士会連合会広報部係

FAX…03-33292100 059

電子メール…rengokai@chosashi.or.jp

投稿期間は前々月の1日から末日までの1か月間です。

投稿者について、これまでは会員のみを対象としてきましたが、広く投稿を募りたいとの考えから、会員家族、補助者及び退会された方についても投稿できることとしましたので、皆様でお願い合わせの上、投稿していただけると幸いです。これからは引き続きご投稿いただきますようお願いいたします。

地名散歩

第174回 意外に多かった「組」がつく地名

一般財団法人日本地図センター客員研究員 今尾 恵介

西武新宿線に花小金井^{はなこがねい}という駅がある。今から99年前の昭和2年(1927)に旧西武鉄道が都心乗り入れを目指した村山線に新設された駅だ。現在は東京都小平^{こだい}市で、周囲の町名も駅と同じ「花小金井〇丁目」などとなっているが、開通当初は東京府北多摩郡小平村大字野中新田与右衛門組^{のなかしんでんよえもんぐみ}であった。駅名を大字と異なる花小金井にしたのは、お花見の名所として古くから知られた花の小金井、つまり小金井の桜への最寄り駅をアピールした「創作」らしい。

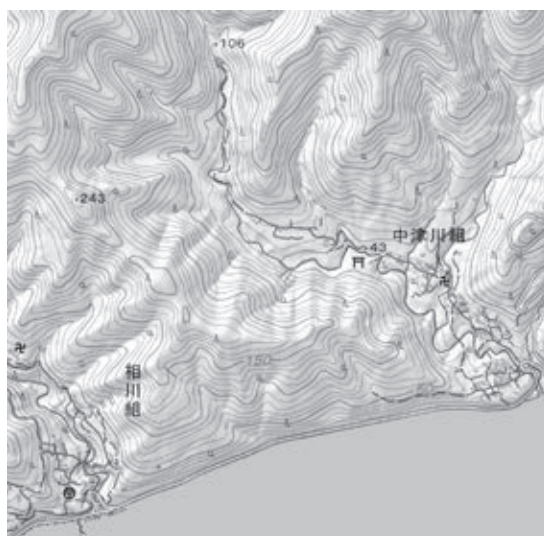
さて、花小金井駅の当初の所在地であったこの長い大字は、享保7年(1722)に上谷保村^{かみやぼ}(現国立市)の百姓であった藤八ら5名が新田開発を願い出た野中新田に始まる。新田といっても武蔵野台地上なので畑であった。出

願された土地は東西60町(約6.5km)、南北30町(約3.3km)という広さで、一時は開発資金難に見舞われたが、江戸の商人の野中屋善左衛門が新田に自らの名前を冠する約束で冥加金^{みょうが}250両を上納、めでたく野中新田が誕生した。出願から10年後の享保17年(1732)には、与右衛門組、善左衛門組、六左衛門組に3分割、そのひとつがこの大字である。

野中新田善左衛門組と同与右衛門組は、明治22年(1889)の町村制施行で北多摩郡小平村の一部となったが、戦後の昭和37年(1962)に市制施行された年に花小金井・花小金井南町その他に改称されて消えた。花小金井という駅名が誕生して35年後、町名がこれに合わせた形である。3つ目の野中新田六左衛門組は現在の国分寺市だが、やはり市制施



西武新宿線花小金井駅の旧住所・野中新田与右衛門組(上方)と同善左衛門組(左)。右下に記載された花小金井は当時の通称地名。1:10,000「田無」昭和27年(1952)測量



淡路島にわずかに3つ残る「組」のつく地名のうち洲本市の中津川組と相川組。残りの畑田組は約3km西にある。「地理院地図」令和8年(2026)7月9日ダウンロード

行の2～3年後に北町、並木町などに分割されて消えている。

組といえば、現在では建設会社の〇〇組、小中学校のクラス分けの単位などに用いられるが、『日本歴史地理用語辞典』(朝倉書房)によれば、「組」は歴史的に行政区画として用いられてきた。規模も性格も地域によってさまざまだが、次のように分類している。①いくつかの町村を行政的に統一した組郷・組村と通称される地方行政組織としての組。②藩政村内の家相互が地縁関係で結ばれた村組。③水利関係などで結ばれた組(たとえば井組)。野中新田は②だろうか。

郡と村の中間的な行政区画としての組もあり、藩によって「組」とは異なる用語もあった。例えば、熊本藩や小倉藩(福岡県)などの「手永」、萩藩(山口県)の「宰判」が該当する。宰判の例では、周防国の三田尻宰判は佐波郡南部で、三田尻町と宮市町(いずれも現山口県防府市)ほか30村ほどから成っていた。この領域を管轄する役所は「勘場」と称し、その名のとおり三田尻に置かれた。現在は、宰判や手永などの文字は行政地名からはきれいさっぱり消えている。

現役の地名ではどうだろうか。試しに国土地理院の「地理院地図」で「組」を検索すると(居住地限定)904件もヒットするが、大字を東西南北あるいは上中下で区分したものが大半を占めた。具体的には、上組168件、中組235件、下組134件、東組41件、西組46件、南組13件、北組29件で合計666件となる。

残り238件はいろいろな形態だが、このうち淡路島の南端、洲本市の海辺にある畑田組、相川組、中津川組の3か所の集落は印象的である。中央構造線に沿って東西に走る諭鶴羽山地の険しい南斜面の海に面した集落だ。歴史

的経緯を調べてみると、明治初めまで畑田村、相川村、中津川村と称していたのが、明治10年(1877)に淡路島で独自に行われた町村合併により、この3村が合併して上灘村となっている。全国規模で行われた町村制より前なので、まだ制度的に「大字」が存在せず、旧3村は大字なしの上灘村として地番が振られたようだ。それでも通称地名としては残り、昭和22年(1947)に洲本市に編入された際に「組」を付けて洲本市畑田組、相川組、中津川組となった。

従前の村名が正式に復活したわけだが、実は淡路島ではかつて「組」の付く地名が多数存在した。例えば、現洲本市北部にあった中川原村の例を挙げてみよう。この村は明治10年(1877)に合併で誕生したA細石村(①中川原村と②厚浜村が合併)、B安田村(③安坂村と④三木田村が合併)、C清水村(⑤市原村と⑥二ツ石村が合併)の3村が町村制施行の明治22年(1889)に合併したものである。

他県の通常の措置としては「旧村が大字」となるのでA大字細石、B大字安田、C大字清水となるところだが、3村名とも新しく馴染みが薄かったためか、第一次合併以前の村名を後に付けて、①細石中川原組、②細石厚浜組、③安田安坂組、④安田三木田組、⑤清水市原組、⑥清水二ツ石組とした。歴史的地名を残したのである。

ただし、第一次合併の村名を冠に付ける煩雑さが嫌われたのか、昭和25年(1950)にはその冠と「組」の字を外して単に①中川原、②厚浜、③安坂、④三木田、⑤市原、⑥二ツ石とシンプルになった。江戸時代の村名に戻ったのである(現在は①～⑥それぞれ中川原町を冠している)。かくして淡路の至るところに溢れていた「組」の地名は現在前述の3つのみとなった。

今尾恵介 (いまお・けいすけ)

1959年横浜市生まれ。小中学時代より地形図と時刻表を愛好、現在に至る。明治大学文学部ドイツ文学専攻中退後、音楽出版社勤務を経て1991年よりフリーライターとして地図・地名・鉄道の分野で執筆活動を開始。著書に『ふしぎ地名巡り』(筑摩書房)、『地図の遊び方』(けやき出版)、『番地の謎』(光文社)、『地名の社会学』(角川選書)など多数。2017年に『地図マニア 空想の旅』で斎藤茂太賞、2018年に『地図と鉄道』で交通図書賞を受賞した。現在(一財)日本地図センター客員研究員、日本地図学会「地図と地名」専門部会主査

国民年金基金

—先輩からのメッセージ—

不安を安心に変えた選択 —私の年金遍歴と国民年金基金の価値

釧路土地家屋調査士会 河合 崇之

私たちを取り巻く社会環境は変化が激しく、未来を正確に予測することは誰にもできません。そうした不確実な時代を生きる中で、安心なシニアライフを送るために欠かせないのが「老後への備え」です。現在、私は自営業者などが加入できる「国民年金基金」を利用していますが、ここにたどり着くまでには働き方の変化と、それに伴う将来への強い不安の変遷がありました。今回は私の実体験を交え、未加入の方にぜひお伝えしたいその魅力をご紹介します。

私の年金の歩みは、社会人になる前に二十歳から国民年金に加入したことから始まりました。その後、10年以上にわたり会社員として勤務し、厚生年金や厚生年金基金に加入していました。給与から天引きされる保険料を通じて、いわゆる「年金の3階建て」の状態にあり、漠然ではありますが将来への備えは自動的に築かれているという安心感がありました。

しかし、土地家屋調査士を目指すために一念発起して会社を退職してから試験に合格するまでの数年間、国民年金のみの加入となったことで状況は一変します。過去の厚生年金等の実績があるとはいえ、国民年金だけでは将来受け取れる額は十分とは言えません。将来への頼りなさから焦りが日増しに大きくなっていました。「自分で将来の2階部分を作らなければならない」そう強く感じた私は、土地家屋調査士として事務所を開業した年に、受け取る年金額が加入時点で確定する「国民年金基金」への加入を決断しました。

ここで多くの方が躊躇するポイントが「掛金の負担」だと思います。会社員の厚生年金は事業主が保険料の半額を負担してくれますが、国民年金基金は全額が自己負担となります。毎月の固定費としての負担感は確かに大きいですが、それでも加入する価値があると思うのは、まだ加入されていない方にぜひ知ってほしい2つの大きなメリットがあるからです。

1つ目は、非常に手厚い「税制面のメリット」です。国民年金基金の掛金は、その全額が社会保険料控除の対象となります。毎年の確定申告の際、支払った掛金の全額が所得から差し引かれるため、所得税や住民税を大きく抑えることができます。老後のため

の貯蓄をしながら、今現在の税金を安くできるというシステムは、自営業者にとってこれ以上ない強い味方です。さらに、将来年金を受け取る際にも「公的年金等控除」が適用されるため、もらうときまで税制優遇が続きます。ただお金を銀行に預けておくのとは、効率が全く違います。

2つ目は、「終身年金」という大きな安心感です。国民年金基金の基本となる1口目は、必ず生涯にわたって受け取れる終身年金となります。2口目以降は「終身年金」又は受給期間が決まっている「確定年金」のどちらかを選択することになりますが、自身のライフプランに併せて自由に設計することができます。現代は「人生100年時代」と言われますが、長生きすること自体が経済的なリスクになり得る時代でもあります。「用意していた老後資金が底を突いたらどうしよう」という不安は、自身で設計した年金が軽減してくれます。私は全口数を「終身年金」としましたので、自分が何歳まで生きてても、生きている限り毎月決まった額が支給され続けるという精神的なゆとりは、不確実な将来に備える上で最大の盾となると感じています。

全額自己負担という点に一瞬身構えるかもしれませんが、現役時代の高い節税効果と、老後の公的年金等控除によるダブルの税制優遇、そして確実な年金の給付はそれを補って余りある価値があると思います。

未来がどうなるかは誰にもわかりません。だからこそ、公的な制度を活用して確実な基盤を今のうちに作っておくことが大切だと考えています。「まだ早い」「今の生活で手一杯だから」と先延ばしにするのは、既に五十代半ばの私にとっては、とてももったいなく感じます。なぜなら早く始めれば始めるほど、年齢が若ければ若いほど月々の一口当たりの掛金が低いので加入できる口数を増やすことができるからです。口数が多いほど受給できる年金額が多くなります。負担を抑えながら将来の大きな安心を育てることができます。確実な一步を踏み出し、安心な未来を築くためにも加入を検討してみてもは如何でしょうか？



国民年金基金 のご案内

— 不確実な将来に、今、備える —



国民年金加入者（第1号被保険者）の年金給付は、
厚生年金加入者（第2号被保険者）と比べ一般的に少なく、
人生100年時代に向けて一層の自助努力が求められています。

● 国民年金基金とは

法律（国民年金法）に基づき、国民年金（老齢基礎年金）に上乗せする積立方式の
「**公的な年金制度**」です。

国民年金基金のおすすめポイント ～税優遇を活かして老後に備える～

1 税制上の優遇措置

- 掛金** 掛金は**全額社会保険料控除**の対象となり**所得税、住民税が軽減**されます。
(掛金上限額(816,000円/年)まで控除対象)
- 年金** 受け取る年金にも**公的年金等控除**が適用されます。
- 遺族一時金** 遺族一時金は全額が**非課税**となります。

2 生涯にわたる給付

人生100年時代に向けた「**終身年金**」が基本です。

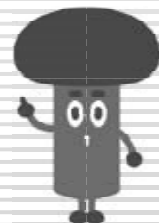
3 ご家族及び補助者の方も加入可能

同一生計のご家族の掛金も負担した方の社会保険料控除の対象となる税制面のメリットがあります。
補助者の方の雇用確保の観点でご活用されているケースもあります。

国民年金基金に加入できる方

- 20歳以上60歳未満の国民年金の第1号被保険者の方
- 60歳以上65歳未満で国民年金に任意加入している方

キャンペーン実施中!
8～10月ご加入の方に
クオカード1,000円進呈!



重要 本年分の税控除をご希望の方は、10月15日(必着)までに加入申出書提出が必要です!

お問合せは下記の基金事務所へどうぞ

全国国民年金基金 土地家屋調査士支部

お電話 **0120-137-533**

〒170-0002 東京都豊島区巣鴨1-6-12 マグノリアビル2階

ポイント

HP上でもシミュレーションや
加入申出のお手続きができます!





筆界をあきらかに、未来をすこやかに。
日本土地家屋調査士会連合会
Japan Federation of Land and House Investigators' Associations

日本土地家屋調査士会連合会 業務支援システム 調査士カルテMap

追加料金なしで登記所備付地図※が実装

※公共座標系が対象となります

登記所備付地図を
住宅地図に重ね合わせて閲覧可能



ブルーマップがない地域の地番特定・筆界の確認ができるので、
すぐに土地の情報が得られて
事前調査を省力化できます

〈モニター調査士の声〉

役所調査がラクになりました。
(茨城土地家屋調査士会 U様)

カルテMapだけで業務に
必要な情報が揃い、とても便利です！
(広島県土地家屋調査士会 N様)

登記所備付地図のDXF・SIMAデータ
ダウンロードが可能



ダウンロードしたデータをCADソフトや測量器機に取り込めるので、
手入力・チェック作業の工程を省き、
業務の効率化に大きく貢献できます

〈モニター調査士の声〉

公図写の作成がラクになりました。
(茨城土地家屋調査士会 U様)

素早くデータを取得できて
測量や図面作成に大助かりです！
(広島県土地家屋調査士会 N様)

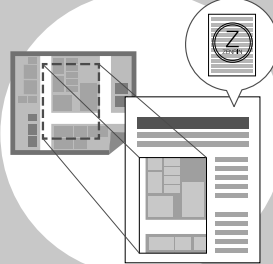
「調査士カルテ Map」でできること

現地調査前に
必要な地図がこれ一つで



PC やタブレットでいつでも確認でき、
資料集め・事前調査で活用できます。
紙の地図帳とは異なり、ページの境や
市町村境も簡単に確認できます。
(住宅地図・ブルーマップは全国閲覧可能)

複製許諾付きの
地図印刷ができる



対象範囲を指定の縮尺で設定し、
簡単に地図資料を作成できます。
地図には複製許諾証がついており、
案内図配布や登記申請の添付資料として利用できます。

業務で便利な
機能搭載



シーンに応じたさまざまな検索、
SIMAデータを取り込んで基準点
等の位置確認、距離や土地の簡
易計測など、便利な機能を多く
搭載しています。

全国閲覧可 月額3,960円(税込)

お申し込み月の月末まで無料期間をご用意しております

無料で利用できる期間を
ご活用ください！

詳細・お申し込みは、日本土地家屋調査士会連合会 Web サイトをご確認ください

日本土地家屋調査士会連合会



＜連合会 HP 右下の
こちらのボタンをクリック



【お問合せ】

日本土地家屋調査士会連合会

「調査士カルテ Map」問合せ窓口

(E-mail) kartermap@chosashi.or.jp

山口会

「『金融機関担当者向けセミナー』の報告」

広報部理事 有馬 敏博

山口県土地家屋調査士会広報部

大來副会長、安永部長、有馬理事、阿川理事



『やまぐち』第150号

「金融機関担当者向けセミナー」が山口県土地家屋調査士会主催のもと、西中国信用金庫小郡支店にて行われました。西中国信用金庫職員様に対し土地家屋調査士の仕事及び土地・建物の登記について講演し、最後に質疑応答というものでした。

- 1、日 時 令和7年12月12日(金)
午後4時00分～午後5時00分
- 2、場 所 西中国信用金庫 小郡支店
山口市小郡下郷1201
- 3、内 容 金融機関担当者向けセミナー
土地家屋調査士の仕事
土地・建物の登記について
- 4、目 的 融資対象物件となる不動産について、土地家屋調査士が行う登記実務の観点から、その取扱いや申請手続きについて理解を深めていただき、業務において、できれば司法書士を経由することなく、土地家屋調査士をご活用いただける環境を作る
- 5、参加者 西中国信用金庫職員様 16名

セミナーの最初に皆様へ、「土地家屋調査士」という資格名だけでも知っていらっしゃる方、「土地家屋調査士」がどんな仕事内容かを知っていらっしゃる

る方の挙手をお願いしたところ、どちらも全員の方が挙手され、これには驚きました。

この結果をもとに皆様へ、より「土地家屋調査士」を理解していただけるよう講演させていただきました。

セミナー終了後、土地家屋調査士会広報部と西中国信用金庫職員様との名刺交換もあり、交流を深める事が出来ました。

反省点としては当初1時間30分の予定が1時間で終了してしまい、予定時間を有意義に使えなかった事です。

今回のセミナーにより、参加された皆様がより「土地家屋調査士」を知っていただけたと思います。



編集後記

厳しい残暑が続いておりますが、会員の皆様におかれましてはいかがお過ごしでしょうか。今年の夏も全国各地で猛暑日が連日記録され、熱中症警戒アラートが日常的に発表されるなど、過酷な暑さに見舞われています。さらに、突発的なゲリラ豪雨や台風の接近など、極端な気象現象も頻発しており、自然の猛威を肌で感じる夏となりました。外での現場作業が多い土地家屋調査士の皆様におかれましては、こまめな水分・塩分の補給や適切な休息をとるなど、くれぐれもご自身の健康と安全を最優先に業務にあたっていただきたいと思います。

さて、本号巻頭では、連合会の最重要会議である「第83回定時総会」の様態を詳しくご報告いたしました。また、毎年恒例の「第41回写真コンクール」の入賞作品をカラーページで掲載しております。なお、表紙には、前回の写真コンクール(調査士ノ目線部門)で銀賞に輝いた宮崎会の塩月聖児会員の作品『第2条ギリ…』を掲載しております。次回も皆様

から日々の風景や業務のひとコマを切り取った力作をご応募いただけることを楽しみにしております。

さらに、ご好評をいただいております連載「12人の若手土地家屋調査士」は、第11回を迎えました。そのほか、「愛しき我が会、我が地元」での静岡会・沖縄会のご紹介や、「第20回青年土地家屋調査士会全国大会in岡山」のお知らせなど、全国各地の活気ある動きをお伝えしています。加えて、「令和8年度日調連有料ウェブ研修会」や「令和8年度新人研修」のお知らせなど、会員の皆様の自己研鑽をサポートする情報も掲載しております。

まだまだ厳しい暑さが続くことが予想されますが、本誌が皆様の業務の合間の息抜きとなり、少しでもお役に立てれば嬉しい限りです。季節の変わり目に向かいますので、体調を崩されないよう、どうかご自愛ください。

広報部次長 荒木 崇行(札幌会)

土地家屋調査士

毎月1回15日発行

定価 1部 100円
1年分 1,200円
(送料別)

(土地家屋調査士の会員については毎期の会費中より徴収)

発行者

会長 岡田 潤一郎

発行所

日本土地家屋調査士会連合会[®]

〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町一丁目2番10号 土地家屋調査士会館

電話：03-3292-0050 FAX：03-3292-0059

URL：https://www.chosashi.or.jp E-mail：rengokai@chosashi.or.jp

印刷所

十一房印刷工業株式会社